

253-36八



1200701754569

253

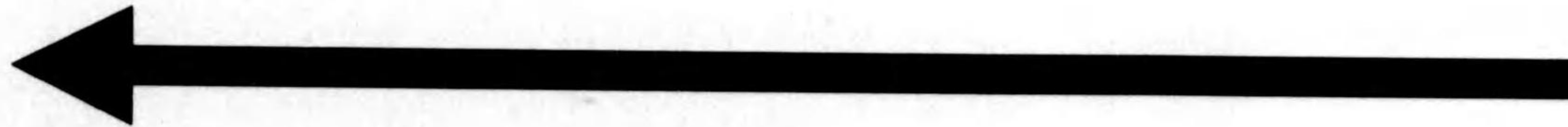
36八

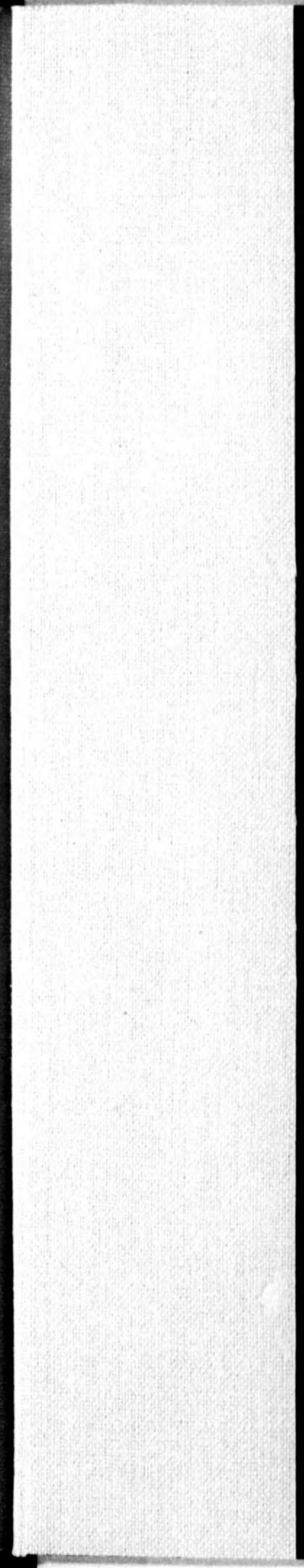
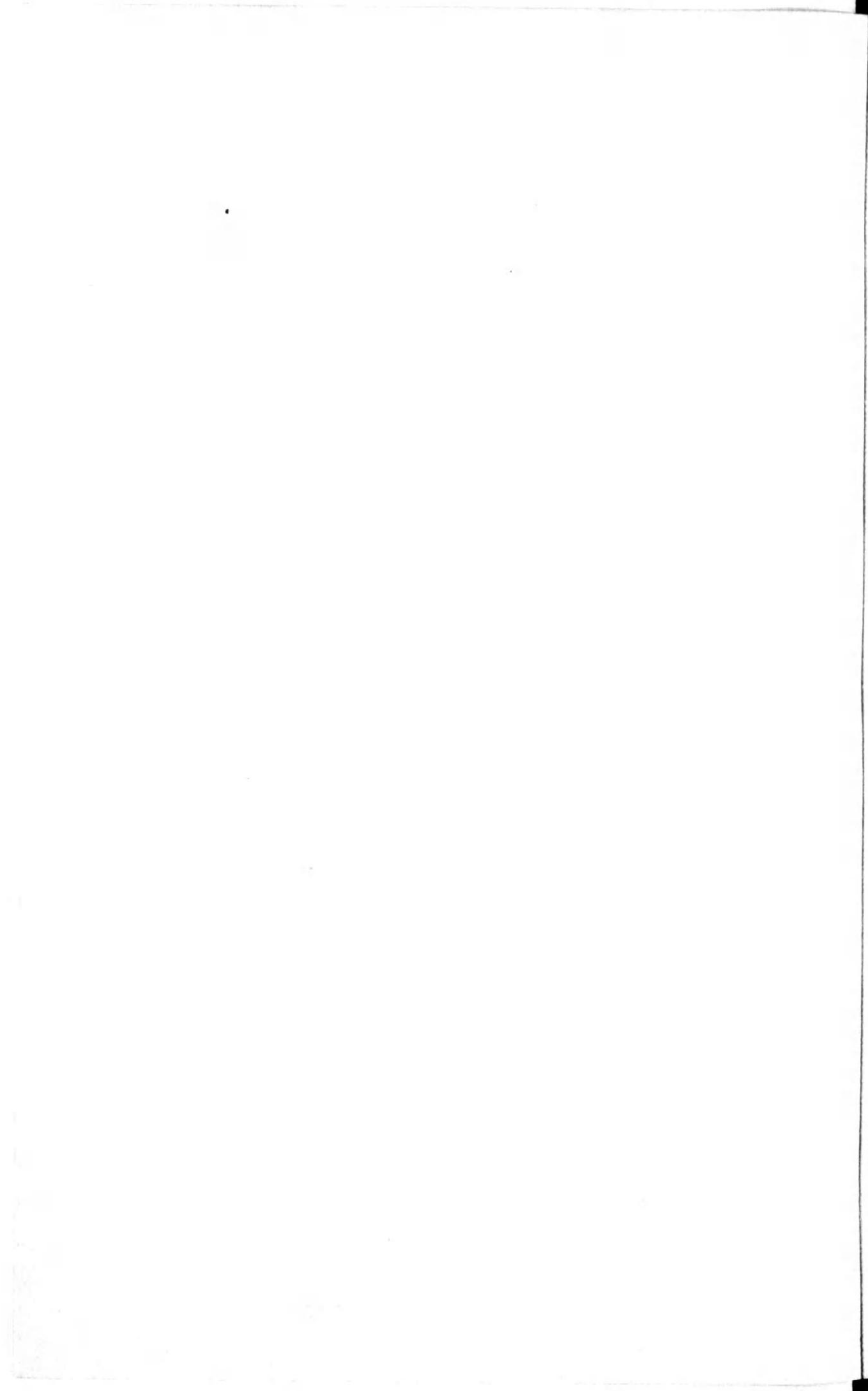
戦時教育策

国立国会図書館



始







此曜仁極運大約

西開為新瑞彩，

教化不愆自然軌

一筆調笑一老民

伊以生有教育於之管暇予

題言予未及安兒重偶得短絕

言以為友也付付因与生管

治學交涉取之益之亦在于



此瞻仁輒運大約
 西開為新瑞彩，
 教此不愆自然孰
 一筆調索一老長

伊以生有教育以之筆最予
 題言予未及女重偶得短絕
 言以為友也付因与生等
 治去交涉取之推之亦任于
 生之也一

斗4N92

明治二十七年十一月

井上毅

1. 呼吸器 1. 呼吸
呼吸器 呼吸器
呼吸器 呼吸器
呼吸器 呼吸器

呼吸器 呼吸器
呼吸器 呼吸器
呼吸器 呼吸器
呼吸器 呼吸器

伊能嘉矩氏頃日一書ヲ著シ題シテ戰時教育策ト謂フ携
ヘ來テ余ニ序ヲ徵ス之ヲ一讀スルニ是所謂滿腔ノ熱血
ノ溢レタルモノ即チ忠愛ノ氣紙間ニ充テ躍々タリ余是
ニ於テ蕪言ヲ添フルニ忍ビズ乃チ代フルニ所藏ノ幅ノ
縮寫ヲ以テス蓋シ是武育ノ至言トシテ余ノ常ニ服膺ス
ル所ノモノ若シ本書ノ爲メニ龍ニ點スルノ腫トナラバ
何ノ喜ビカ之ニ若カン

明治二十七年十一月

海軍大佐 肝 付 兼 行

頃日伊能君新著戰時教育策一篇ヲ携
ヘテ余ヲ訪ヒ之レガ序ヲ求ム余受ケ
テ一讀スルニ書中諄々今日教育者ニ
要スル所ノ注意ト覺悟トヲ論述セリ
凡ソ一國ノ進歩發達ハ國民思想ノ向
フ所ニ因リテ定マルモノナリ其ノ思
想ノ方向ヲ確定シ又ハ變更スルハ戰
時事變ノ際ニ於テ最モ行ハレ易シト

二
ス伊能君ノ此ノ著アル所以ハ蓋シ今日ノ好機ヲ利用シテ國民ノ思想ヲ誘起スルノ深意ニ外ナラザルベシ余ハ君ガ先覺者トシテ時ノ教育ヲ論議諷箴スルヲ喜ブト共ニ將來斯克ノ如キ著書ノ益、多ク世ニ出デントヲ希望ス

明治廿七年十月

嘉納治五郎識

夫れ一國の興るや、必ず大戦の後、に於てする、是れ青史の吾人に教ふる所なり、譬へハ松柏の嚴霜積雪を經て大に觀るべきが如し、余は嘗て製造貿易及航海の業を盛にし、以て國を富まささんと欲するの意見を有する者あり、而して此意見たるや固より戦の有無に關せず、顧みて伊能君戦時教育策を見るに、戦後の教育を論ずる勉めたりと云

ふべし、富強の大計、茲に胚胎すること
 蓋尠少に非ざるべし、
 今や征清の師、捷報頻りに至る、凱旋の
 慶、必ず遠きに非ざるべし、然れば則ち
 我國の益隆興の運に趨くこと、猶ほ松
 柏の霜雪を経て愈、觀るべきが如し、是
 に於て乎君の著せし見ることを得るは
 此れ余の深く君に謝する所なり、

明治二十八年二月 小山健三識

戰時教育策目次

第一節	戰時に於ける教育家	一
第二節	時の教育	九
第三節	戰時教育	一七
第四節	動機の利用(上)	二五
第五節	動機の利用(中)	三八
第六節	動機の利用(下)	四四
第七節	海國思想の養成	五三
第八節	各科の教授	五七
第九節	家庭教育の感化	六八
第十節	戰勝後の教育(附商船學校の擴張)	七四

戰時教育策は何の爲めにして作る乎

伊能 嘉 矩



曰く其の勢の優劣、強弱、曰く其の力の大小、貧富、以て之れ
亦國度を輕重するもの、畢竟是れ後天の見なるのみ、試み
に先天より以て之れを觀れば、萬邦同體、亦た何ぞ彼我を
別たし、兩りて彼の優は劣を制し、彼の強は弱を壓し、及び
彼の大は小を制し、彼の富は貧を壓するを免かれざるも
の、蓋し先天は理の勢なり、故を以て彼れの如く、後天は勢
の理なり、故を以て此の如きにあらざるはなく、乃ち先づ
此の理を知りて、然かる後始めて經國の策を畫すべきな

昔は陸象山生れて四歳、天地の究際する所以を求めて、宇宙の二字を得、忽ち大省して曰く、『元來人と天地萬物と、皆な無究の中に在り』と、乃ち筆を援りて書いて曰く、『宇宙内の事は、己れの分内の事、己れの分内の事は、乃ち宇宙の事』と、憶ふ、己に稱して國を經すといふ、事の大小巨細を問はず、一も國に屬せざるものあるべきにあらずと雖ども、尙ほ宇内の事は、己れの分内の事たるを忘るべからざるなり、見よ、徳教の裁、政法の制と稱するもの、實に一國の圏周内に其の價值を有するのみに過ぎずして、一たび國を出づれば、一の徳教なく、又た一の政法なきを、故に夫の

宇内の和親といふが如きは、蓋し荆棘の荒野を覆ふの積雪のみ、滿目皚々の下、正さしく人を刺すの毒牙蟠ることを記憶せずんばあるべからず、若し夫れ文明の結果を以て、早くも無兵に赴くの徴となり、少かに近世露土に於ける戦後の平波を見て、永遠の止水視せんと欲するもの、如きは、蓋し雪後の幻景に欺かるゝの皮相者のみ、其の誤察管見、寧ろ憫むべからずとせんや、されば危機若し破れて、兩國理非を争ふに至りては、之れを決すべき最後の審判なるものは、只た干戈の手段に頼るの外なくして、其の斯くの如きの時に際りなば、所謂列國の和親なるもの、いづくにか在る、而して一たび此の伏禍を發するの日は、

百の徳教ありと雖ども、千の政法ありと雖ども、矯々たる虎臣、一人能く劔に仗りて起つ、の優れるに如かざるなり、是に於て乎知る、暴を以て暴に代ふるの行ひは、益々厚さを一國の圏周に減少せしめざるべからざるも、力を以て力を制するの要道は、愈々廣さを國圏外に延長せしめざるべからず、而して是れ亦た當今經國の要策なるなくんばあらざるを、

教育も、亦た經國系中の一線なり、異むらくは、當今世の教育家と稱する人、多くは其の意を國圏内に於ける國民性の訓練陶冶を爲すに止めて、甚た心を國圏外に對する國民性の訓練陶冶を爲すに注かず、否な全く注かざるもの

なきにあらざるも、教育は乃ち道德なりとの謬想に桎梏せられて、強わて其の國圏内に要する裁制を以て、之れを國圏外に對すべき方策となさんとするの傾きあるを、是れ豈今日國民教育の上に於ける、唯一の弱點、寧ろ缺點なるなき乎、されば究竟なる國民教育の目的は、絶對に國を出でざるものにあらず、乃ち一は國民として其の國圏内に於ける適實なる性格を具へしむべきと同時に、一は國民として其の國圏外に對する適實なる性格を完くせしむるを期せざる可らず、而して國圏外に對する適實なる國民の性格とは、理非を勢の優劣強弱、力の大小貧富に決すべき、列國の班に伍するに耐ふるをいふ、語ばを換ふれ

は、力を以て能く力を制し得るの、果斷と忍耐と勇力とを併行せしむべきに在るをいふなり、

知らずや、宋の襄公、茲父楚と戦はんとするに際り、公子目夷、其の未だ陣せざるに乗じて之れを撃つを勸む、茲父曰く、君子は人を阨に困めずと、遂に楚の爲めに敗られしを、夫れ教育は時と場所とを忘るべからず、徒らに死せる道徳の桎梏に束縛せられて、宋襄の仁を行ふは、決して國を経する所以の本義にあらず、已に本義にあらずんば、能く殺氣慘憺の渦中に處して、其の爪牙を挫き、其の搏噬を屈するを得る所以のもの、是れ豈今後に於ける活教育——戦勝後に於ける大々日本帝國の唯一なる教育の方針に

あらずとせんや、

余の戦時教育策を稿するや、客の來りて『何の爲めにして作る乎』を問ふものあり、今乃ち答ふる所の要を筆して、更に愛閱を本書に賜ふの志士に告ぐ、

余の本書を草するや、實に筆を大嶽を廣島に進めらるるの日に起し、稿を我が第一軍の民政廳と清の占領地九連城に置くの日に脱す、日たる僅かに月餘、匆卒篇を成せしを以て、尙ほ其の意を盡さざるもの多かりき、今や第二版を累ねるに際り、更に數節を加へて、足らざる所を補ひ、併せて多少文字を訂して、其の意の通ぜざるを明らかにせり、版成るに及び茲に聊か其の顛末を叙す、明治二十八年一月二十一日我が第二軍榮城灣に進入するの日、

訂正
増補

戰時教育策

伊能嘉矩述

第一節 戰時に於ける教育家

日清の交戦は、我が國曠古の一大事態なり、歴史あるより以來、國を東海の波心に立つるもの三千年、時に外國交戦の事歴なきにあらざれども、蓋し彼れの不服を征し、彼れの寇邊を討じたりしに過ぎずして、之れに依りて我が威を異域に輝かせしは在り、未だ之れを以て公然たる敵國との交戦と認むべきものあらざるなり、而して其の之れあるは、實に今回の交戦を以て嚆矢と爲す、

我れ既に彼れに對して戦ひを宣す、彼れは正さに我が敵國なり、彼我の上に既に親誼なく、彼我の上に既に和平なし、我れ進みて彼れの將を屠らざんば、

彼れ來りて我が兵を殲さんとし、我れ進みて彼れの城を夷げずんば、彼れ來りて我が旗を奪はんとす、此の曠古の事態に際會し、吾人は先づ吾人の覺悟を決する爲めに、茲に敬んで宣戰の詔勅を奉讀せん、

天祐ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝
ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ清國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ百僚有司ハ宜シク朕
カ意ヲ體シ陸上ニ海面ニ清國ニ對シテ交戰ノ事ニ從ヒ
以テ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スベシ苟モ國際法ニ戾
ラザル限り各々權能ニ應ジテ一切ノ手段ヲ盡スニ於テ
必ス遺漏ナカラムコトヲ期セヨ

惟フニ朕カ即位以來茲ニ二十有餘年文明ノ化ヲ平和ノ

治ニ求メ事ヲ外國ニ構フルノ極メテ不可ナルヲ信シ有
司ヲシテ常ニ友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ幸ニ列
國ノ交際ハ年ヲ逐フテ親密ヲ加フ何ソ料ラム清國ノ朝
鮮事件ニ於ケル我ニ對シテ著著鄰交ニ戻リ信義ヲ失ス
ルノ舉ニ出デントハ

朝鮮ハ帝國カ其ノ始ニ啓誘シテ列國ノ伍伴ニ就カシメ
タル獨立ノ一國タリ而シテ清國ハ毎ニ自ラ朝鮮ヲ以テ
屬邦ト稱シ陰ニ陽ニ其ノ内政ニ干涉シ其ノ内亂アルニ
於テ口ヲ屬邦ノ拯難ニ籍キ兵ヲ朝鮮ニ出シタリ朕ハ明
治十五年ノ條約ニ依リ兵ヲ出シテ變ニ備ヘシメ更ニ朝
鮮ヲシテ禍亂ヲ永遠ニ免レ治安ヲ將來ニ保タシメ以テ

東洋全局ノ平和ヲ維持セムト欲シ先ツ清國ニ告クルニ
協同事ニ從ハムコトヲ以テシタルニ清國ハ翻テ種々ノ
辭柄ヲ設ケ之ヲ拒ミタリ帝國ハ是ニ於テ朝鮮ニ勸ムル
ニ其ノ秕政ヲ釐革シ内ハ治安ノ基ヲ堅クシ外ハ獨立國
ノ權義ヲ全クセムコトヲ以テシタルニ朝鮮ハ既ニ之ヲ
肯諾シタルモ清國ハ終始陰ニ居テ百方其ノ目的ヲ妨碍
シ剩ヘ辭ヲ左右ニ托シ時機ヲ緩ニシ以テ其ノ水陸ノ兵
備ヲ整ヘ一旦成ルヲ告クルヤ直ニ其ノ力ヲ以テ其ノ欲
望ヲ達セントシ更ニ大兵ヲ韓土ニ派シ我艦ヲ韓海ニ要
撃シ殆ト亡狀ヲ極メタリ則チ清國ノ計圖タル明ニ朝鮮
國治安ノ責ヲシテ歸スル處アラザラシメ帝國カ率先シ

テ之ヲ諸獨立國ノ列ニ伍セシメタル朝鮮ノ地位ハ之ヲ
表示スルノ條約ト共ニ之ヲ蒙晦ニ付シ以テ帝國ノ權利
利益ヲ損傷シ以テ東洋ノ平和ヲシテ永ク擔保ナカラシ
ムルニ存スルヤ疑フベカラズ熟々其ノ爲ス所ニ就テ深
ク其ノ謀計ノ存スル所ヲ揣ルニ實ニ始ヨリ平和ヲ犧牲
トシテ其ノ非望ヲ遂ケントスルモノト謂ハサルヘカラ
ス事既ニ茲ニ至ル朕平和ト相終始シテ以テ帝國ノ光榮
ヲ中外ニ宣揚スルニ專ナリト雖モ亦公ニ戰ヲ宣セサル
ヲ得サルナリ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚賴シ速ニ平和ヲ永
遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ全クセムコトヲ期ス

御名 御璽

嗚乎是れ實に明治二十七年八月一日を以て、各國務大臣副署の上に、公布ありたるものにかゝる、吾人臣民、此の曠古の事態に際會し、果して如何なる覺悟を以て、之れに對へ奉るべき乎、殊に平素教國育民の偉責を荷ひ、國民志氣の消長を支配すべき教育家は如何なる覺悟を以て、此の際會に處すべき乎、時に隨ひて教へを立つるは、古への聖賢尙ほ且つ之れを爲せり、平時には平時の教育あり、戰時には戰時の教育なかるべからず、而して教育の勅語に所謂「一旦緩急アレバ、義勇公ニ奉シ、以テ天壤無究ノ皇運ヲ扶翼スベシ」との一段は、拳々服膺、殊に今日に實踐せざるべからざるの須要を見るなり、孔子言あり、「以て六尺の孤を托すべく、以て百里の命を寄すべし、大節に臨みて奪ふべからざるものは、惟た君子之れを能くす」と、只だ此の奪ふべからざるの志氣あり、然かる後に初めて公に奉ずるの義勇を語るべし、而して今に當り、此の志氣の堅確を養ふ所以の要道如何ん、蓋し國家有事の日に方り、殉國靖獻の致誠、豈直接に武官武職に任ずるもの

事のみなるべけんや、蹇々匪躬は、事態の緩急に際會し、吾人臣民たるもの、與に齊しく致すべきの大節なり、西哲曰く、「國家の防禦は、軍人の運動のみならずして、實に國民の運動に在るを要す」と、國民を擧げて動く所、城の浸れざる三板なるも、以て寇を防ぐべく、沈籠蛙を生ずるに至るも、以て敵を禦ぐべし、況んや日東正義の國地、靈にして、人傑なり、忠實勇武の志氣、生れながらにして之れを見るべく、而して養ふて之れを鍛ふに足るあるかや、東湖先生嘗て正氣の歌を賦して曰く、

天地正大氣、粹然鍾神州、秀爲不二嶽、巍々聳千秋、注爲大瀛水、洋々環八洲、發爲萬朶、櫻朶芳難與、儔、凝爲百鍊鉄、銳利可斷鑿、蓋臣皆熊羆、武夫盡好仇、神州誰君臨、萬古仰天皇、皇風洽六合、明德倅大陽、不世無汚隆、正氣時放光、乃參大連議、侃々排盟壘、乃助明主斷、諫々焚伽藍、中郎嘗用之、宗社磐石安、清丸嘗用之、妖僧肝膽寒、忽揮龍口劍、虜使頭足分、忽起西海颶、怒濤熾妖氣、志賀月明夜、陽爲風、葢巡芳野戰、酣日、又代帝子屯、或投鎌倉窟、憂憤正憤々、或伴櫻井驛、遺訓何殷勤、或守伏見城、一身當萬軍、或殉天目山、幽囚不忘君、承平二百歲、斯氣常獲伸、然當其鬱屈、生四十七人、乃知人雖亡、英靈未嘗泯、長在天地間、凜然叙彝倫、孰能扶持之、卓立東海濱、忠誠尊皇室、孝敬事天神、修文兼奮武、誓欲清胡塵、一朝天步艱、邦君身先淪、頑鈍不知機、罪戾及孤臣、孤臣困葛藟、君

宛向誰陳、孤子遠墳墓、何以報先親、荏苒二周星、獨有新氣隨、嗟予雖萬死、豈忍與汝離、
風伸付天地、生死又何疑、生當雪君冤、復見張四維、死爲忠義鬼、極天護皇基、

嗚乎是れ日本の精神なり、日本人の魂魄なり、國體の精華實に之れに出で、教育の淵源實に之れに成る、是に於て乎、皇祖皇祖の肇め玉へる數千方里の地、本洲屬嶼、碁布星列、形勝賞すべく、豐饒愛すべき處、曾て尺寸の微も、外邦の侵略に遇はず、外敵の蹂躪を受けず、同種相和し、同胞相親み、烈々雍々、不易なる皇家の威稜と共に、天壤と究まりなきを致すもの、亦た實に由來偶然ならざるものあるを見る可きなり、

蓋し念ふ、漠々たる坤輿、立てゝ國を成すもの萬邦、々あるより上は、何れの國か扞護の具なかるべけんや、されば折衝禦侮の整備、比々として列國之れあるも、固より其の常なり、然かれども外形なる整備は、未だ以て中實の精銳を保すべからず、帶甲數萬、積粟山の如しと雖ども、赴々たる武夫、一人の能く劍に仗るの堅きだに如かざるものあり、蓋し人の難ずる處、死生より大なるは

なし、名以て鼓舞するも能はざるなり、利以て誘導するも能はざるなり、只だ一片の志氣、以て大節に臨み、危疑に處ること、湍水の深壑に赴くに、忌憚する處なき如くならしめ得べし、而して此の唯一の志氣は、是れ我が國民固有の精神なり、先天遺傳の魂魄なり、然らば則ち之れが啓培涵養の責務を盡すべき教育家たるものは、平素厲精、須らく此の心を以て心とすべきは勿論、一旦有事の際會に方りては、如何に之れを煥發せしむべき乎の策を講ずるなかるべからず、乃ち宣戰の詔勅中「各々權能ニ應シテ、一切ノ手段ヲ盡ス」於テ、必ズ遺漏ナカラムコトヲ期セヨ」と宣ひたるものは、亦た教育家としての權能は、如何に此の訓練に向つて、遺漏なきの手段を盡さざるべからざるに在るかを講究するの缺くべからざるを了すべきなり、是に於て乎、吾人は次に「時の教育」の必要を大呼唱道せざるを得ず、

第一節 時の教育

フリデリック大王は、平素文學を重んじ、學者を尊ぶこと、極めて厚く、佛人が

オルテールの如き、夙に帝師の禮を以て、待遇せられしことは、史を讀むものゝ治ねく知れる所なるが、大王嘗て人に語りて曰く、「朕は朕が社稷を亡ぼさんと欲せば、須らく哲學者を拜して、相國に任ずべし、邦域の至る處、忽ち敵國の有に歸せん」と、其の語、或は極端の嫌ひなきにもあらざれども、概して哲學者といへば、口能く深遠の空理を談して、能く其の處世の要道を得る能はざるもの多かりしを誹れるにて、夫の嘗て文盲爲すなきの老嫗をして、「I advise you not to have your head among the stars, while your feet are on the earth」の嘲りを爲さしめたりし、希のセールヌの如きを見れば、彼れが星夜に默仰して、脚を深溝に失せし先蹤は、恐らく他日希國の運命を驅去して、竟に泥中に埋没せしめし導火を爲したるなきを知らざればなり、

史を繕きて、羅馬の衰亡を討ぬるものは、亦た判かに知るなるべし、一たびは古歐文明の祖國として、黄金全盛の時を開きたりと雖も、コルネリアの最も珍重するは、金剛石にあらざ、眞珠にあらざ、只た薔薇色の顔を有する二子な

りとの實的思想は、希臘に祖述し來れる、トラセシー、コメシーの下に薄らぎ、純粹なる羅馬人を作るのフェリユールは、後に文弱的教育の指南と化し、當時北種南漸の勢ひあるを知らざりしは、竟に彼れが鐵劍快馬の下に倒るゝに至りし所以なるを、乃ち顧みて古今東西を俯仰通觀せば、一國興亡の由來、豈夫れ必ずしも偶然ならんや、我か獨逸帝國の今日あるは、モルトケ將軍にもあらず、予にもあらず、實に小學教師の力なり」とは、獨の元老ヒスマーシの、嘗て教育の價值を品せし評語に聞く、輒はち一國々民の志意をして、消長せしむる所以のものは、實に教育の功果に與かりて力あることを知らば、所謂る教育と國家との相關の、重且つ大なるものあるを知るべきなり、

若し夫れ單純なる教育の目的よりして論ずれば、全人類に普通なる人類性と、其の完全なる終極の觀念とに順ひて、教育を施すに在るべきことは、カントの所説の如きを初め、多數なる教育學者の上に唱道せらるゝ所なれども、こは只た抽象的なる一の理論に過ぎずして、寧ろ之れと異なる國民的の教

育を施すべき必要あり、是に於て乎、之れを甲乙異色なる特性の上に陶冶し、之れを以て國體の特殊を保ち、國民の個性を養ひ、之れを以て國家を維持し、列國と競争し、完全なるナショナルリチーを發揚せしむる所以のものは、是れ蓋し國の教育の依りて以て施措せらるべき本旨なり、然かれども尙ほ行ふべからざるものあり、夏葛冬裘、聖賢且つ時に隨ひて教へを立つると謂ふ如く、固より一様なる針路を以て、海の東西を航すべからず、而して能く楫を其の向ふ所に定むる所以のものは、他なし、夫れ唯た國の教育の他に、更に時の教育の施設を缺かざるべきに在り、所謂る教育は時の必要を忘るべからずとは乃ち是れなり、

西紀一千八百五十一年のことなりき、英國皇族アルボルト氏嘗て萬國博覽會に關して説を爲して曰へり、苟くも現時の大勢に注目するものは、吾人が驚くべき變遷時期に遭遇せることを疑はざるべし、實に今世紀は、あらゆる歴史の指示する大目的に傾向せんとする過度の時期なり、大目的とは何ぞ、

人類合一の實現なり、是れ固より國土の境界を破り、國力の均衡を破り、國民の特質を破りて、實行すべき合一にあらざして、即ち國民各自の特殊なる性質と、其の競争心との結果として、生ずべき合一ならざるべからずと、蓋し斯くの如き國民の特性及び競争の結果として、生ずる人類の合一は、寧ろ余輩の希望に堪へざる所にして、所謂る永き國民性の持續と共に、益々世界の知識を集め、一方には獨特なる一國の體面を保つと共に、他方には世界の一國として、其の共存の位置を完くし、進みて文明の進歩に後れず、退て國光發揮の素地を形つくる所以のものは、常に斯の種合一的結果に出づるなくんば、あらざるを知る、而して完全なる國民教育の成功、亦た此に基かざるを得ざるべし、

見よ、我れの開港の天地は、亦た鎖攘の天地にあらず、海路旬餘を要する歐洲の治亂盛衰は、直ちに我か物産の輸出額を變動せしむべく、數千里程を隔つる米國の銀貨制度は、其の消長の影響、直ちに我か貿易に及ぶべし、大勢既に

斯の如し、其の駿進の原動を以て任すべき、教育家の本領も、亦た常に此に存在せずんば、あらざるなり、然らば則ち其の教育の要素は、他なし、國の爲めに人を作ると共に、時に適ふの人を作るべく、時に適ふの人を作ると共に、或る意味に於ける、人類の合一を企圖せざるべからず、乃ち之れを名つけて、時[●]の教育といふ、而して時には、平時あり、戦時あり、其の平時に施すべき教育のみを以てして、直ちに戦時に施すべき教育となすべからず、蓋し時は無形の活物なり、進まずんば退き、退かずんば進む、活して依然其の地を變ぜざるものは、あらず、而して此の變遷際なき時勢の向ふ所に應じ、能く之れに適する所以の人を教育するは、乃ち活物なる時を進めて、日新の趨勢に駢馳せしむる、所以にして、所謂る時の必要を忘れざるべき、教育の本旨亦た實に此に在り、
 臯陶曰く、「天の聰明は、我か民に自りて聰明に、天の明畏は、我か民に自りて明畏なり」と、蓋し適良なる時の教育の結果を謂ふなり、
 前文部大臣井上子は、亦た夙に時の教育の必要を唱道したる人なり、嘗て高

等師範學校の卒業生に向つて談話せられし中に曰へり、

余の朋友であるが此の間まで文部省に奉職して居つた吉田作彌氏が、埃太利で名高いスタイン氏に面會して學問したいと言ひ入れたが、其の時スタイン氏が何を學問したいかと問ふたにより、答へて哲學を學びたいと言つたらば、スタイン氏は返答もせず、に近世史を讀め、東洋の地圖を見よと言つた、是は親しく吉田氏の話であるが、此の話は思ふべきことである、スタイン氏は、あちらでも隨分理想家と謂はれる人である、歳少い日本人が哲學を學びたいと言つたことが、氣に喰はない、近世史を讀み、東洋の地圖を見て、感慨せよとの意を示した

我々は、今殊に東洋に於ける歴史及び地理上の一大變遷の局面に臨んで居る、此の歴史及び地理上の變遷に向つて、我か國は如何なる要衝の位置に立つか、實に非常な感慨を起すべきことである、此の感慨こそ今日國民教育の熱心なる原素であれと信ずる

況んや、今日は是れ如何なる時ぞ、決して悠々たる桃源仙裡の思ひを爲すべき時にあらずして、澎湃岸を打つのは、金鼓吶喊の響きと聞くべく、鞞鞞空

を蹶るの浪は鉄馬突撃の象ちと見るべき時なるおや、清人の頑愚冥昧、眼中固より國家なし、故を以て、白刃前に在れども、常に之れに死すると能はず、斧蹟後に在れども、而かも常に卻走せざるはなし、殊に我が軍の名已に正しくして、兵に義あり、一步を進めて彼れを制し、十歩を進めて彼れを壓し、百歩千歩、勇往直前、電撃颯馳、彼れの宗廟社稷を蕩盡灰滅し、以て其の城下の盟を爲さしめ得るは、今日の勢ひ、亦た疑ふべきにあらざれども、彼れも亦た東洋の大國なり、地廣くして、人多し、而して其の先愛親、覺羅、努爾哈赤が、強鷲桀黠、朱明の天下を夷げたる餘風、尙未だ咸く滅せざるなり、されば一時の克捷の故を以て、未だ必しも心を安ずべきにあらす、所謂勝ちて胃蕪を肅するの箴めは、今後益々銘記すべきの要あるを見る、
 今や懸軍萬里已に遠く敵地に入り、百萬の貔貅、陸に海に奇捷を奏しつゝ、あらざるなし、教育家たるものは、將さに如何なる覺悟を以て、此の際會に處すべき乎、乃ち如何なる手段を以て、時の教育を施すべき乎、他なし、只た戰時教育

育、乃ち戰時を利用し、以て教育の動機となすの一法あるのみ、

第三節 戰時教育

蓋し戰時教育の意義二あり、一は戰時に於ける教育は、其の趣きを平時に於ける教育と一にせず、能く今日は何なる時ぞとの理會を爲さしむるを要するに在り、普關なる教育の目的の上に於ては、固より平時戰時の區別あるべきものにあらざれども、特殊なる教育の目的は、常に現在なる時と場所とに注目し、今の國民を訓養するに在るを知らば、單に漫然として平時を目的とせる教育を施すのみに安んずべからず、少なくとも今時はこれ國家の榮辱安危の岐るゝ所なることを銘記せしむるに足るの活教育を施さるべからざればなり、一は、目前なる戰時を利用して、志氣の訓練、乃ち武育振作の一要因となすを要するに在り、有形なる實際の動機は、無形なる追想の感化に比すれば、其の勢力の著しきものあればなり、
 而して其の之れを行ふに、時あり、法あり、須らく時勢に應じ、境遇に隨ひ、取る

に適切なる方法を以てせざるべからず、乃ち殷周は、夏殷の禮に因るも、能く損益する所を知るの要、實に是に於て乎在り、スパルタは歐洲の上古に於ける尙武の國なり、故を以て此の國の教育たる、平素戰事の教育を施し、以て勇壯なる兵士を養成するに力めり、換言すれば、國民の總べてを擧げて、兵士の訓練を受けしめんことを期したりき、憶ふに當時スパルタの勢ひは、接境の四隣皆な強敵なり、内には、聯邦の鷲、銳爪を張りて、其の盟主たらんを争ふあり、外には、波斯の虎、兎を鳴らして、其の虛の乘ずべきを窺ふあり、宛かもこれ孤城落日、殺氣慘愴、滿自悽愴を極むるの秋なり、此の時に方り、能く一國獨立の体面を保續し、以て其の安寧と幸福とを得んと欲せば、勢ひ干戈を練り、隊伍を整ふにあらざれば、能はざるべし、是に於て乎、時の名士ライカルガスは、主として武育の制度を定め、嚴格なる訓練主義を、其の國の教育に應用し、大に尙武の志氣を養成するに至りたり、是れスパルタが、僅かにシエーロタス河の流れに臨み、エゼチユス山の高さを帶び、萬を以て數ふるに過ぎ

ざるの家屋が、小丘の上に比列せる、叢爾たる一小都府を以てして、遂に希臘聯邦の盟主たるを致せし所以なり、

然かれども今日我れに於ける戰時は、國民の總べてを擧げて軍人と爲すの必要あらざるなり、學生を變じて兵士と爲すの必要あらざるなり、日清宣戰の詔勅に次ぐこと六日、乃ち八月七日を以て下し給へし詔勅に曰く、

朕ハ祖宗ノ威靈ト臣民ノ協同トニ倚リ我カ忠武ナル陸海軍ノ力ヲ用井國ノ稜威ト光榮トヲ全クセムコトヲ期ス

各地ノ臣民義勇兵ヲ團結スルノ擧アルハ其ノ忠良愛國ノ至情ニ出ルコトヲ知ル惟フニ國ニ常制アリ民ニ常業アリ非常徵發ノ場合ヲ除クノ外臣民各其ノ常業ヲ勤ムルコトヲ怠ラズ内ニハ益生殖ヲ進メ以テ富強ノ源ヲ培フハ朕ノ望ム所ナリ義勇兵ノ如キハ現今其ノ必要ナキ

ヲ認ム各地方官朕カ旨ヲ體シ示諭スル處アルベシ

御名御璽

日出づるの國陽氣の發する處同胞四千萬其の忠實勇武の風煥然として八紘に耀輝せり舉げて以て兵と爲す何れの時か可ならざらん然かりと雖も十萬の貔貅既に常備に存するあり此の訓練素あるの兵は三令五申咸く規矩繩墨に中らざるなく進退疾徐自から機宜に合ざるなく外征の將士已に戦ふに五と十とを以てせり只た戦ひの終るは交戦の終るの時に終るにわらずして少なくとも敗戦國の戦勝國に對するや生聚訓練以つて雪辱の機を窺ふべきを忘るべからず而して宇内列強の戦勝國に對するや其の敬畏の情を致すと共に併せて敵意を裡面に寓することを忘るべからず此の際國を磐石の堅きに守りて永く戦勝の威烈を保つわらんと欲せば先づ能く内に規模を固くすべきと同時に外に無究の變に應ずるの計を爲さんことを要す乃ち耳に炮聲を聞かずと雖ども無形の炮聲轟として其の耳に響く

の覺悟を以て目に劍戟を見ずと雖も無形の劍戟閃として其の目に映ずるの覺悟を以て茲に治に亂を忘れざるの置礎を爲すなかるべからず古人の所謂る志士は溝壑に在るを忘れず勇士は其の元を喪ふを忘れざるもの乃ち是れなり我か敬友日下部三之介氏は亦た夙に武育の先聲者として人の容るす處なり今を距ること十年前嘗て國家教育策一編を著はすや「武事教育」に關して論じて曰く、

蓋シ余カ所謂武事教育トハ劍ヲ撃チ槍ヲ操ルノ謂ニ非ルナリ銃砲ヲ使用シ船艦ヲ運轉スルノ謂ニ非ルナリ馬ヲ馳セ山野ヲ跋渉シ隊伍ヲ組ミ戰略ヲ練習スルノ謂ニアラザルナリ劍ヲ撃チ槍ヲ操リ銃砲ヲ使用シ船艦ヲ運轉シ馬ヲ馳セ戰略ヲ練習スルハ皆ナ是レ一種ノ技術ニシテ特別ノ教育ヲ要セサルベカラズ決シテ上下普ク行ハル、ヲ望ムベキモノニアラズ又タ普ク行ハシムルノ甚タ必要ナルヲ見ザルナリ然ラバ則チ所謂ル武事教育トハ何ゾヤ曰ク外形ニ屬スルニアラズシテ内心ニ屬スルモノナリ即チ器械的ニ武事ヲ摸倣セシメント欲スルニアラズシテ唯其ノ精神ニ勇武ノ思想ヲ養成セシメント欲

スルナリ即チ文弱ニ反對セル武強ノ習慣ヲ馴致セント欲スルナリ即チ一朝事アルニ當
テハ劔ヲ提ケ銃ヲ擽ヒ身ヲ奮テ國難ニ殉セント欲スル勇壯剛毅ノ性質ヲ養成スルノ教
育是レナリ

吾人も亦た正さしく氏と其の所見を同しくするものなり、而して今は更に
一步を進め、之れを實行するの好機會なるを信ずるなり、吾人の所謂る戰時
教育とは、其の實行の方法手段を指すものたるに外ならず、語ばを換へて之
れを言へば、戰時教育は戰事教育にあらざるなり、乃ち強ちに臨戰の意を寓
すべきにあらざれども、戰意を寓するを忘れざるの教育をいふなり、

蓋し、憶ふに、愛國と敵愾とは、其の圏周を等くすとは、平時に在りては爾かく
言ふべからざるも、有事の日には、當さに然らざるを得ざるなり、是に於て乎、
各人の齊しく受くべき普通教育の如きに於ては、全國を通じて以て無形の
戒嚴を施行するの覺悟を以て、特殊の教育方法を施すの必要あり、乃ち全國
の學校を認めて、無形なる臨戰地境に在るが如くに假定し、兒童をして、亦た

耳に砲聲を聞き、目に劔光を見るが如きの想像を腦裡に印せしめ、總べての
學科、總べての教授の上に、主として敵愾心の發動を力めしめざるべからず、
況んや人に不死の英雄なきのみならず、國に無究の強國なきは、過去に於け
る興敗の歴史の證する所なるれや、見よ、夫の羅馬の強大も、尙ほ且つ無究の
強大にあらざりしを、嘗て其の全盛の時に際してや、之れによりて其の國の
威烈を代表せられ、之れによりて其の人の強武を代表せられし、崇高優美な
るジュピターの神殿が、敗亡一たび至るの時は、少かに破衣跣足の貧僧に頼
り、あはれなる晩拜の經文を捧げらるゝに過ぎざりしは、是れ羅馬衰亡史の
描かれし起因にあらざるや、嘗て新月旗を掲げて、アラビヤより基督教國に進
入し、禦くべき楯を有せざる代りに、突くべき槍を持てり、と歌ひたる、サラセ
ンの人の末路、今如何ん、ピンドダスの山、今に高からざるにあらざる、テバルカンの
峯、今に峻ならざるにあらざれども、日々に迫れる、衰頹は、猶ほ春陽の氷を融
く如く、少かにマルモラ海港に、コーランの廢冊を繰り返へすに過ぎざる、ト

ルコの現在を見よ、乃ち知る、勝ちて其の威を將來に持續せしむべき、置礎牢からずんば、此の前車の覆轍は、實にこれ後車の遇ふべき伏線なるを、而して今日得たる克捷は、決して無究の克捷にあらざるを、故に吾人の所謂る戰時教育は、畢竟するに、戰時に於ける國民の性格を鍛はしめ、以て現在の克捷の持續者となし、斯くて之れを將來に守らしむるの順導をいふに外ならざるなり、昔は大伴氏の大來目部の長たりしや、其の族を諭すの歌に曰く、

久方の、天の戸ひらき、高千穂の嶽にありし、すめろきの、神の御代より、はし弓を
手握り持たし、眞鹿兒矢を、手挟み添へて、大來目の、ますらたけを、さきに立て、ゆ
き取り負ほせ、山河を、磐根さくみて、蹈まほり、國まきしつゝ、千早ぶる、神をこそむ
け、まつるは、ぬ、人ももやはし、はき清め、仕へまつりて、秋津島、やまこの國の、榎原の、
敵傍の宮に、宮柱、ふさしり立て、天の下、しらしめしける、すめろきの、天日嗣とつ
ぎてくる、君の御代々々、かくさはぬ、赤き心を、すめらべに、極め盡して、仕へくる、お
やのつかささ、こそ立て、授け給へる、生みの子の、いやつぎく、に見る人の、語り
つぎで、聞く人の、かこみにせむと、あたらしき、清き其の名ぞ、おほらかに、心おも
ひて、むなこも、おやの名絶つな、大伴の、氏さ名に負へる、ますらとの、さも、

米人ジョン、エー、ドイツス氏又た曰はずや、*If any one attempts to haul down the*

American flag, shoot him on the spot. と、嗚乎此の大伴氏の心を以て經となし、此のドイツス氏の心を以て緯となさば、吾人の所謂る戰時教育の事足れり、而して此の如きの志氣は、管に劔を操り、銃を負ひ、炮烟彈雨の巷に馳驅する兵士にのみ必要ならざるなり、國民の志氣堅確にして、後に兵士義勇なり、習安國民を以て組織するの兵士、獨り脆弱ならざるの理あらざるべし、見よ、那翁一世の勇武、能く威を歐陸に振ふに方りてや、漠たる全歐の山河、將に佛の版圖に描かれんとするの勢に達したりしも、一身僅かに敗るれば、國を擧げて盡く支離せざるはなかりしを、是れ那翁の強にして、佛國の強にあらざればなり、勢ひの斯の如きもの、豈是れ國家百年の計を立つる所以ならんや、

第四節 動機の利用

(上)

西哲コメニアス、嘗て動機の利用に關して、説明を吾人に與へて曰へり、行ひは行ひに由りて學ぶべしと、蓋し動機の利用なるものは、常に其の實際に臨み、事實に接するにあらざれば、爲し得べからざるものにして、熟練なる教育

家は常に目を動機の利用に注ぎ、以て其の感觀興起の功を遂ぐるを期せざるはなし、而して現に國民教育の上に於て、其の實行を爲しつゝあるは、普佛兩國の今日なりとす、

普佛戰爭の結果は、實に刺衝を有形なる兩國の兵備に與へたり、今日獨の陸軍は、一朝有事の日に、三百餘萬の兵を戰場に出すの常備あり、佛も亦た、殆んど之れと同數なる常備後備を有し、佛は今尙は會稽の恥を忘れず、獨は勝ちて益々胃蕪を緊むるに力めり、彼れ膽を嘗むれば、此れ薪に伏し、甚しきに至りては、佛は風船を利用して、空中の戦ひを將來に營まんとし、獨は彈丸不透の衣服を發明せしめて、爲めに現時の武器をして、之が銳利を失はしめんとし、其の消する處の資財は、年に鉅萬のみならず、而して兩國の力むる所、當に此の有形の企畫のみならず、早くも之れを以て、教育の上に利用し、其の第二の後繼者をして、亦常に此の心を以て心とせしめんとし、世は太平鼓腹を歌ふの間に、汲々として一に死地の計を完ふするに力めつゝあらざる

なし、試みに二國が如何に教育の上に向つて、動機の利用に力めつゝあるかを見よ、右につき、前文部大臣井上子が、嘗て高等師範學校卒業生に談話せられし中、左の一節の如きは、其の的例に取るを得べし、

余は此の頃佛蘭西から小學校の教科書を取り寄せて繕いて見ると、初めの一ページに左の一段が書いてある

或る小兒が朝學校に行く前に郵便が着いたと言つて親の部屋へ持つて行つた親が其の郵便は誰れから來たと問ふたれば、小兒は叔父の出された郵便ならんと言て、且叔父君は今何處に住て居られるかと尋ねた親は、汝の叔父は今アルサスに住みて居るといふことを答へて、夫れからアルサス、ローレーンの話を始め、今日佛蘭西は國境を失ひてアルサス、ローレーンの人民は獨逸人の爲めに苦境に陥つて居る故に、未來は必ず此の舊土を回復すべきことを縷々語した

ことが書いてある、又た獨逸の方ではどうである、アメリカ人某が歐羅巴へ行つて各國の教育の有様を視察したのに、獨逸の或る師範學校で女の教師が女の子供を集めて歴史の

話をして居る其の話は彼の老帝といつたウキルヘルム帝の母上のルキザ即ちフリドリヒ、ウキルヘルム第一世の皇后の話でナポレオン一世のベルリンに討ち入つた時難を避けて獨逸の東邊に逃げ二人の子供即ち老帝と今一人の皇子とを連れて艱難辛苦して終に憂ひを以てなくなつた此の皇后のナポレオン一世の爲めに追はれて憂を以てなくなつた時の心は如何であつたらうといふ話を歴史の教授となし居るのを聞いたことをアメリカ人が書いて居る

と、殊に佛國の如きは其の敗北の因を以て、亦た普通教育の不完全なりしに歸し、普國の兵式に倣ひて、陸軍の改制を爲すと同時に、併せて教育制度の改正に従ひ、就中一千八百九十年、中學制度の變更に際し、同國文部及美術卿より、教育當事者に與へたる訓諭の如きは、實に佛國に於ける教育の方針如何を窺ふに足るべきものあり、其の一節に曰く、

抑も我か學制は専ら智力を修養するに偏して教育上必要なる智徳體育三部分の權衡を破るに傾けり、獨り智力の修養を以て當然一般教育の本務と認めたるのみならず尙ほ智力は注意を要すること最も多きが爲めに實際に於ても教育の唯一の方法及び全體と爲るに至れり

若し此の状態に安んぜば余輩實に罪あり全國人民に兵役の義務を課するに至りたる不幸(乃ち普佛戰爭の敗北を指す)を經又た何人も公民の義務を逃るゝを容さざる民主制度の起りたる今日に於て我が國の少年をして完全に其の國民たる本分を盡さしめんと欲するときは一の高等なる智育を與ふるを以て足れりとせず更に之れより必要なるものあることは各人の感覺したる所なり教育事業の結果鮮少なるが如く見ゆる所の時代に於ては教育といへる觀念は退縮落下すと雖ども國民生存の決する時代に於て教育が其の全幅の責務を遂行せざるべからざるに至れば其の觀念は全國人心の中に改新興起するものなり

是の故に高等教育議會は敢て修學に欠くべからざる時間を除去せざるも其の時間中或る部分を削りて之を今日世人の非理にも蔑視する所の體育に用ゐる特に各般の等級に於ける教員をして今日殆んど遺忘せられたる道徳上の紀律の問題を至當の地位即ち第一位に置くことに注意せしめ青年者をして訓練したる壯健なる身体堅確なる學識純精

なる斷定力正直にして不羈獨立なる意志を有して教育部の手を離れしむるを以て其の事業の全部を完成せるものと思惟せり

と、且つ又國民的教育を施すの須要に就きて、特に斷言して曰く、「我が中等教育が果して舊來の面目を一新し、人物の養成を以て、其の目的と爲すものとせば、凡そ人の人たる所以のものは、一も之れを教育以外に放置することを得ざるなり」と、而して殆んど之れと前後して、同國元老院議員たるデリコー氏に命じ、主として國民的教育の獎勵により、志氣振作の素養を爲すに足るべき教科書を撰定せしめ、全國各學校の到る處に、必らず一本を備へしむるに至りたり、夫の有名なる「武訓」は乃ち是れにして、一たび繕きて閱讀すれば、筆々咸く活き、句々咸く動き、所謂る懦夫をして爲めに立ちて奮慨せしむるに足るものあるなり、

獨國の如きも亦た然かり、上は皇子の教育より、下庶人に至るまで、一に志氣の訓練を以てせざるはなく、夫の獨の今帝ウヰリヤム二世を教育し奉つり

たる目的手段といふものゝ如きを見るに、其の中に左の意味の文字の掲げらるゝを見る、

宇内今日の形勢に於て一國の帝王たる者は各種強敵に對し王位を維持するを以て責任と爲すが故に既に昔時の如く祖宗傳來の王位に隨伴する威儀神聖にのみ依頼するを得ず若し舊來の慣習に因り内部の組織全体の完成を主とせずして唯外部の裝飾を之れ勉むるときは必不完全なる結果を來すこと世上其例に乏しからず故に各國の王室は其王族殊に將來統治の任務を有する皇子に向て王室自家の爲め及其國家の爲め其任務に適當せしむる準備教育を鄭重に施行するを以て實に其神聖高尚なる責任となす而して此の有徳有爲の帝王を養成すべき義務は嗣位者を選任し得る特殊の權利に附帶する所の者たり何をか特殊の權利と謂ふ國民普通の相續法に違はず其性質の如何に顧慮せずして常に皇子をして嗣王たらしむるを得る是なり爰に此權利あれば即ち此義務なかるべからず而して皇子皇孫の至幸なる發育に向て其天性及其地位の及ばず一種の困難を知悉するもの獨り王家なり是を以て嗣位者に適當なる教育を施すことは王家の最大要務

にして深く慎重注意すべき所とす

皇子の身體は可及的之を發育して作業力と耐力との高度に達せしめざるべからず其の身體の機能は常に健全強壯にして能く非常の務に堪へ得る所なかるべからず何となれば此の如くにして始めて將來自己の幸福を全くし且つ無限無息の事業を實行し得るものなればなり此の無限無息の事業は特に國王の擔當を待ち國王をして休息せしめず往々其の全力を此に要すること多し故に皇子の筋肉神経は充實して鋼鐵の如くならざるべからず其の機關は健運して百般の活潑なる動作を爲さざるべからず如何なる悲哀も執務を妨碍せず如何なる苦痛も執務を廢缺せざるに至らしむべし彼の疲勞激動交々起りて業務の間斷を致し惰慢放縱時に生じて業務の廢絶を致す如き神經衰弱の質たらしむべからず常に健全なる血液の迅速に循環するありて強力と作業力とを發揮し以て決斷を確實勇敢にし意思行爲を剛健ならしめざるべからず皇子に求むる所の精神上勵精の度は實に非常なるを以て至強至壯なる身體の發育ありて始て之と平均を保持し得るものなれば身體の發育は最も注意して増進せしめ其強壯耐忍の度も亦愈々昇騰せし

むべし此の如き身體の發育を期するには固より皇子の意思に違ふの有無及び危險に陥るの有無を顧慮せずして始て能くするを得るものなり此嚴正なる方法を以てする体育は常に皇子自身の爲めのみならず又た全國人民の爲めに要するものなれば之に向つては一部の皇族特有權を拋棄せざるべからず若し尙ほ之を拋棄する能はざるときは其結果たる終に皇子をして其極めて高大なる任務を完くする能はず即ち其任務の結了に堪へず遂に任務に適當せざる人とならしむるに至るべし又此等の場合に於ては皇子一身の貴重なる爲め遂に過慮の餘り却て柔弱に流れしめ其弊復た防遏すべからざるに至ることあるを以て之に對しては一身愈々尊重なれば其氣力の強壯を促す所の体育の實行も亦愈々嚴正勇猛ならざるべからずとの原則を適用するの必要あるなり故に殿下は柔軟なる幼稚の時より法式に従ひ外氣の襲撃に向て身體を慣練し眠食を節制し肢體を激動し總て注意して身体操練の術を練習せられたり凡そ騎士的技藝に巧妙なるは王族の尊榮に屬するものにして將來の統治者に必要の準備たり即ち國王は固より拔群の舞蹈者擊劍者騎者游泳者射的者たらざるべからず故に殿下をして此に至らしめんとするは

教育上最も注意する所たりき

精神上の發育に至りては要求する所前項に比し一層の多きを加へたり蓋し此點に於ては國民中最も教育あるものと同一なる深重確實の智識を望むと同時に其地位に係る特殊の件は決して等閑に附せざるべきを要したればなり

夫れ皇子の身体上並に精神上の發達には主として國中最良の教育を最も完全に施行するを以て足れりとす此點に關しては皇子將來の任務縱ひ極めて高尚なるも特に常人と異なるを要するの理由を發見せず而して志操の發育に至りては全く之れに同じからず其地位の異なる爲め又地位の一身上及生活上に及ばず影響の爲め全く特別の處置を爲し特別の目的を有するを緊要とせり

夫れ皇子の地位及本質たるや仔細に之を注意するときは其志操の發育上實に特種の方向及光彩を附せざるべからず此特種の方向及光彩を要する所以は凡そ主權者は二種の本質即ち普通人的本質と君主的本質とを結合し在らざるべからざればなり即ち君主は國民全体の代表人として一箇人的希望慾望は之を擺脫し一箇人的利害の關係は之を離

れて一層卓越し唯國民全般の安寧を期し唯一國全体の幸福を求むるのみ君子は固より自己一身の職分を撰定するを得ざると均しく又自己一身の嗜好自己一身の思想自己一身の情願を起すの權利なく常に克己の徳を養はざるべからず然りと雖も裏面より評するときは又國王なる地位に在るものは特種の徵候ある本質即ち深重なる感覺と明瞭なる思想と有力なる特色とを有する堅牢の本質を以て充實し始めて適切に其任務に堪るなり此特殊の本質には又至高なる善行問題をも加へざるべからず善行問題とは即ち嚴密なる克己の力を以て國家の勤務に従事し國民の幸福國民の榮譽を以て自己の幸福榮譽となし又國民の爲め常に有益の事業を計畫し已れに服従する者の爲に幸福を企圖するに當りては一身を犠牲に供し之を以て地位に隨伴せる貴重の特權となす等是れなり

獨佛兩國に於ける國民の志氣訓練の置礎を忽かにせざるに力むる斯の如し而して今後我れの訓練亦た實に斯くの如くならざるべからざるなり蓋し維新の一畫線は其の時代の前後をして、恰かも百載を隔つるかの感あ

らしめし一大革新なり、是に於て乎、形而上にも、形而下にも、全然舊來の事物を破壊し、更らに歐米文明の空氣を輸入したると共に、文弱の氣風滔々砂を捲き來り、其の尙武の志氣なるものは、漸やく地を拂はんとせり、本邦固來武を以て國を建て、漸漬積累、人心に洽浹し、久遠變せざるの勢ひ、少かに此の支障の故により、未だ俄かに滅ぶべきにわらずと雖ども、凡そ物傾覆の易きは、猶ほ毛を燎くが如し、天の未だ陰雨せざるに、其の牖戸を綯繆するにわらざれば、未だ知らず、一木の能く大厦の倒るゝを支ふべきを、是を以て數年以來、武育振興の必要を唱ふる聲は、益々高く、夫の故文部大臣森子の如きは、殆んど滿腔の熱血を注ぎて、以て其の振作興起に力められしも、如何せん、之れが振興を幫助すべき動機なかりし時に於ては、時勢に先たちて時勢を作るの素たるは在らん、直ちに之れを實際に運施するは、極めて難事とせざるを得ざりき、

而して時機は到來せり、日清交戰の砲聲は、轟然一發、文弱の支障を擊破し、一夫夜呼ぶも、四方將さに應ぜんとするの概あり、古人言あり、機を見るは夫れ神耶と、念ふに、機は、變化の原動なり、而して事物の變化は、常に非常の時に於て最も行はれ易きものにして、司馬子の所謂、非常の事ありて、然かる後、非常の功ありとは、皆な爾かくわらざるはなし、夫れ一人の志氣の變化の集まる處は、國民志氣の變化なり、國民の志氣の變化の集まる處は、一國元氣の變化なり、而して一國元氣の消長は、直接に其の國力の隆替を支配すべきものなれば、今日此の動機の利用により、以て其の變化の順導を宜しくするは、是れ豈國家百年の置礎を畫する所以にわらずや、故に

戰時を利用し以て尙武的教育振興の動機となすべし

とは、所謂る戰時教育の唯一方策として、其の指針となすを得べし、されば凡そ學校の教授の如きは、其の教科の何たるを論ずるなく、概して之れを以て其の應用の資料に取り、事に觸れ、物に應じて、能く順導するを怠るべからず、故に一の教案を作るに方りても、教員たる者、自から其の身を此の

圈内に置き、以て之れが立稿を爲すを要す、乃ち修身の如き、讀書の如き、地理の如き、歴史の如き、將た體操の如き、唱歌の如き、何れも之れに向つて、直接なる應用を爲すの準備あらんことを要す、而して各科に之れを應用するの方策如何んに至りては、更に節を更めて論述する處あるべし。

第五節 動機の利用 (中)

教育上に於ける動機の利用に關し、尙ほ今回の戰時に注意すべきは、之れに依りて我が國體の殊點を説き、以て我が皇室の善美を知らしめ、君臣の關係を知らしめ、益々國民たるの志操を堅確ならしむることを期するに在り、支那の兵勇、其の數殆ど一百餘萬と稱す、而して其の用うる處の兵器の如きに至りても、亦た泰西已に用うる所の大砲、若くは輓近其の利を稱せらるゝ所の利器、少なしとせず、而かも連戰必ず敗るゝ所以の者何ぞや、一に我が皇の威稜と、我が軍の精銳とに由ると雖ども、之れに加ふるに特殊の國體によりて緊結せられし、國民の志操の堅確なるを否とに因らざるはなし、我が

將校兵士の常に死を鴻毛の輕きに比して、義を山嶽の重きに較べ、進むを知りて退くを知らざる如きの狀あるものは、只た此の志操の發揮に外ならざるべし。

蓋し按ずるに、我が國體の由來、其の善美の原づく所遠し、水戸の人相澤安氏、新論一篇を著はすや、中に我が國體を論じて曰へり、

帝王ノ特ミテ以テ四海ヲ保チ久安長治天下動搖セサル所以ノモノハ萬民ヲ畏服シ一世ヲ把持スルノ謂ニアラザルナリ億兆一心皆其ノ上ニ親ミテ離ル、ニ忍ビザルノ實誠ニ恃ムベキナリ夫レ天地剖判始メテ人民アリテヨリ天胤四海ニ君臨シ一姓歷々未タ嘗テ一人ノ敢テ天位ヲ覬覦スルアラズ以テ今日ニ至リシモノ豈ツレ偶然ナランヤ夫レ君臣ノ義ハ天地ノ大義ナリ父子ノ親ハ天下ノ至恩ナリ義ノ大ナルモノト恩ノ至レルモノト天地ノ間ニ並立シ漸漬積累人心ニ浴浹シ久遠ニシテ變ゼザルハ此レ帝王ノ天地ヲ經緯シ億兆ヲ綱紀スル所以ノ大資ナリ昔シハ天祖肇メテ鴻基ヲ建ツルヤ位ハ即チ天位、德ハ即チ天德、以テ天業ヲ經綸シ細大ノ事一モ天ニ非ル者無カリシ德ヲ玉ニ比シ明ヲ鏡

ニ比シ威ヲ劔ニ比シ天ノ仁ヲ體シ天ノ明ニ則リ天ノ威ヲ奮ヒ以テ萬邦ニ照臨シ天下ヲ以テ皇孫ニ傳フルニ迨ビ手ツカラ三器ヲ授ケテ以テ天位ノ信トナシ以テ天德ニ象リテ天工ニ代リ天職ヲ治メシメ然カル後之ヲ千萬世ニ傳ヘ天胤ノ尊キコト嚴乎トシテソレ犯カスベカラズ君臣ノ分定マリテ大義以テ明ラカナリ

夫れ然かり、我が國體の淵源、既に斯の如し、即ち君ありて後に民あり、茲に此の特殊の國體を成したることを知るべくして、夫の民ありて後に君あり、幾たびか血を流し、人を殺し、然かる後に其の冠を戴きたるものと、固より日を同くして語るべからず、

故を以て彼の時の盛衰汚隆の如き、或は外戚權を專ばらにして、濫りに廢立の事を行ひ、或は武門柄を握りて、政權の臣下に移りしことありと雖ども、是れ只た史上の變態のみ、而かも一國の大義名分を正たしたりしに至りては、未だ嘗て一日も上に臣職を失ひしものあらざるなり、國家緊急の國是は、正さしく天皇の名の下に發せられたり、授譽任命の大權は、正さしく天皇の名

に依りて行はれたり、而して其の建國立君の根本に至りては、斯かる枝葉の變態により、何の影響だも及ぼせしことあらざりき、

念ふに、宇内の廣き、他に立君の國體なきにあらざり、然かれども一系の皇統能く三千年の經過を繼ぎ、連綿として、其の開國の初めに變ぜず、所謂る天日の胤、天壤と終始するもの、特り我が國を除くの外は、萬國亦た他に何れの國にか在る、英國の如き、實に歐洲の大帝國を以て自から居るものなり、然かれども試みに其の國の歴史を緋けば、プランタジネット王統分かれて、ランカスター及びヨークの二統と爲り、爾來チユードル王統スチユアルト王統等、交もく、更はり、時に互ひに白刃の間に勝敗を決するに至りし如きは、我れの朝を南北に分かてども、後に父子の大禮を用ひし實に異なるものあり、故に英國の王統を論ずるものは、亦た當さに篡奪の一餘波たるを認めずんば、あるべからずして、之れを以て我が一系の皇統に比ぶれば、彼我霄壤の差果して如何ぞや、

支那は古來自から稱して天命君師の國といへり、然かれども彼れの歴史は初めより其の實あるを證せざるなり、渺邈たる初世は殆んど群酋割據の姿を以て國を建て、爾來強は弱を併せ、大は小を呑み、天下漸やく一に歸するも、姓を易へ、世を改むるもの總べて二十餘、剩さへ禪讓放伐の道を擧げ、反て聖教の要旨と認むるに至りては、其の國體の汗下、既に極まれりと謂ふべし、況んや今の清朝の如きかや、清朝何ものぞ、彼れは元と北滿州の土蠻なり、其の大祖愛親覺羅努爾哈赤は、濫りに父祖の餘勇を假り、闖獻の二賊宛かも中原を擾亂するの時に乗じて、反旗を遼左に擧げ、終に朱明を夷げて、其の國を奪ひしものにかゝる、天下一統の初め、先づ風俗を變じ、服制を易ふるの暴令を發せし如きも、強めて之れによりて、本國の愛情を絶たしめんと企てたりしに過ぎずして、其の剃頭辮髮の令の出でたる時の如きは、明の遺民、盡く忌避して命に逆ひ、寧ろ頭を失ふも、頭髮を剃るに忍びずといふものあるに至りたり、蓋し是れ其の夷俗に染むを忌むのみならず、本國の愛情、之れを

制して已まざるものありしなればなるべし、是に於て乎、更に嚴令を發すらく、遲疑するものは、命に逆ふの寇に同じ、必ず重罪を加へんと、威壓強制、少かに外形の服従を得て満足せしは、清朝建國の歴史にあらざるや、昔しは宋の志士胡澹庵書を高宗に上り、時の金虜と和するを争ふの言に曰く、「夫れ天下は、祖宗の天下なり、陛下居る處の位は、祖宗の位なり、奈何んぞ祖宗の天下を以て、犬戎の天下と爲し、祖宗の位を以て、犬戎藩臣の位と爲さんや、夫れ三尺の童子は、至りて無知なるも、犬豕を指して、之れを拜せしむれば、怫然として怒らん、今醜虜は犬豕なり、堂々たる天朝、相率ゐて犬豕を拜するは、曾て童孺の羞つる所、陛下之れを爲すに忍びんや」と、明の遺臣、苟くも心あるものゝ、今の清朝を見る、亦た此の心ならんのみ、其の兵に死守の志氣なくして、只だ生これ損せんことを恐るゝ如きもの、命を犬豕の下に殞するに忍びずとするものあるによるなるべし、良し、之れを見る、斯くの如きに至らざるものと雖ども、其の所謂る君臣の義と稱するものは、其の實強者の權利の強制を意味す

るものに過ぎずして、之れを我が國臣民の一系なる皇室を戴きて以て宗とし、維れ臣、維れ子、忠孝の一致以て其の國體の精華と爲すものに比ぶれば、決して同日にして語るべきにあらざるなり、是れ其の國民の清朝を愛すると、竟に區々の一身にだも如かざるを致す所以なるべし、宜なり、某新聞紙の傳へて、我が某占領地に在る雇清人の「余は中國の民なり、清の臣にあらず、何となれば、未だ嘗て祿を清朝に食まざればなり」と言ひしといふや、知るべし、國土と皇室と一致すること、我が國の如きもの、亦た實に國民の志操をして堅確ならしむべき一要因をなすことを、

夫れ相反の事實の提起は、亦た實に思想伴生の素件なり、されば責めに國民教育の運施に任ずる教育家たるものは、此の際益々斯の種教育の置礎に鋭意すると共に、此の相反の事實を利用し、以て其の功を完くするの動機と爲すは、以て戰時教育の上に於ける、一方便に取るを得べし、

第六節 動機の利用 (下)

動機の利用上、教育の結果として見らるゝことの顯著にして、且つ其の影響の大なるものは、思想の誘致とす、乞ひ問ふ、教育の力は、何づれの點まで其の誘致を爲し得るものなる乎、教育の力は、管に箇人の心身にのみ止まらず、實に人の後昆に及ばすを得るものなり、斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スベキ處トは、畏くも教育の勅語に於て、忠孝濟美の國俗を、其の肇國の宏徳に歸し給へたる處ならずや、古人が百年の計を以て、能く人を教ふるに在りと爲せしも、其の意の此に在るを知るべくして、我が國民尙武の志氣は、由來蓋し偶然ならざるものあるなり、一旦緩急あれば、國を擧げて皆な武力、皇祖皇宗之を以て國を肇め、之を以て徳を樹て給ふに力めり、而して吾人臣民之れを承けて今に及べり、是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラントは、明らかに此の意を以て、吾人に諭とし玉へる聖訓なるなり、然らば則ち今日此の動機の利用により、益々愈々其の忠武を發揚し、今後風雲騰り、雷電馳す

る間に、能く交戦の目的を遂げ、砲聲轟き、劍光閃めく處に、全く全局の大捷を
 擧げ、以て東洋の和平を克復するの威烈をして、永く能く子孫に守らしむる
 の置礎は、他なし、今の教育家の、能く其の誘致の功を成さしむべき陶冶に在
 るのみ、而して究竟なる戰時教育の目的、實に此の時に成るなり、
 其の他思想の誘致に關し、尙ほ一言するを要するは、此の思想の誘致により
 て、思想の變化を順導することなり、蓋し思想の變化なるものは、其の時勢の
 變化を爲すべき源委にして、現はれて其の國文化の光りとなり、流れて其の
 國時俗の響きとなり、果ては反影を世事の上に射出すること、往々意料の外な
 るものあり、夫の厭世的の思想盛んなる時には、自殺者多く、肉慾的の文字行
 はるゝ世には、放蕩者横行す、馬遷の刺客を、其の史に傳して、殺伐の志氣を後
 の戰世に鼓舞し、ルーソー一たびエミールを著はして、矯激の感化を時の佛
 人に與へたりしは、亦た以なきにあらざるなり、動機の利用は可し、利用の標
 準、一步を誤れば、其の弊十歩百歩ならんとす、教育家たるもの、終始注意を

怠るべからざるもの實に此に在り、

亞細亞の古史を繙くものは、乃ち知らん、嘗て千一二百年間、パーシヤの山中
 に、刺客の一隊を養ひ、之れを嗾して、屢々外人を撃たしめたるを、願ふに、當時
 四隣虎視牙を磨く如き時に於ては、勢ひ刺客を嗾して、其の他の侵略を防禦
 すべき必要あるも、隣交和衷、交るに禮あるの今に方りては、恐らく狂暴自か
 ら居るの野民の族にあらざるよりは、誰れか之れを嗾して、斯くの如きの舉
 をなすものあらん、然かれども事物の感動極めて鋭敏なるは、本邦人の氣質
 なり、蓋し感動の鋭敏なるものは、其の熱情沸騰し易く、其の極終に極端に失
 せざるものは、あらざらん、願みれば、近く維新前後の事跡の如き、我が中古戰亂の
 遺風は、傳へて殺伐の活氣と爲り、敢へなく鎖港の政略に馴致せられて、如何
 に爲めに攘夷の氣焰を煽動し、屢々干戈を外人に加へたる乎は、實に史上に
 隠れなき始末なるのみならず、殆んど隠然の國是として、當時に奨勵せられ
 たる事實に、あらずや、而して慶應以來二十餘年、現に今日に至るまで、國權を

傷ひ、國利を損するの障碍物たる、低下なる海關稅の制限なるものは、實に開交の初めより、爾かりしものにあらずして、此の無謀なる攘夷の徒の跋扈の爲め、徒らに彼の外人をして、日本政府は、其の内治を整へて、外人に保安の責を盡す能はず、故に外人は、自衛の策を建てざるを得ず、之れが費用を辨ぜん爲め、海關稅則を變更せんとの、口實を得しめし結果に出づるにあらざるはなし、故に此の既往の失體を招きしものは、實に矯激なる思想誘致の罪にてありし、強ちに其の非を當時の政策にのみ歸すべからざるものあるなり、今や社會の進勢は、鎖攘的思想の感化を及ぼすを肯んぜず、成法の上_二に於ても、制裁の上_一に於ても、之れが矯激を肆まゝにするを容るさかれども、久しく根底に隱伏せる守舊の分子は、其の潜勢の餘毒を保ち、時に社會の變化が、其の動機を與ふるに遇ふと同時に、忽ち現はれて、激發的の導火となり、果ては言ひ難き伏禍を現實にするに至るは、之を近く幾年の歴史に見るも、力めて矯糾するを要すべき事項なりとす、夫の先きに森文部大臣を鞏下に刺し、若

くは露國皇太子を湖南に傷つけし、狂豎の輩を出したりしは、他なし、當時崇外的の反動は、變して矯激の感化を勵まし、嘗て往時に跋扈したりし無謀の志士を追賛し、甚しきは其の橫行を認めて義舉とし、口を極めて刑餘の人を稱揚する如きの傾向に發したりし餘毒なるのみ、

然らば今日策を教育の上_一に立つるの人は、能く其の公私の別を明らかにし、其の損益取捨宜しきを得しむることを忘るべからず、已に戦ひを宣せし上には、清は公然の敵國なり、縱橫殲剿、清帝の素車白馬を見るの日にあらざれば止むべきにあらずとすも、此の公争の故を以て、私怨を一般清民に及ぼす如きを避けざるべからず、凡そ國際の法、兩國相戦ふや、其の戦ふの力あるものと戦ふのみ、初めより戦に與からざるの良民は、認めて以て公敵となすべからず、而して我か軍已に之を爲しつゝあり、我か民豈亦た之れを爲すなかるべけんや、是れ八月四日日本邦居留清國民取締の勅令(第三十七號)を發せられたる所以にして、宣戰の 詔勅中「苟シモ國際法ニ戻ラサル限り、各々權

能ニ應ジテ、一切ノ手段ヲ盡スニ於テ、必ス遺漏ナカラムコトヲ期セヨ」ト宣ひし所以なり、殊に彼れ若し力盡きて、和を請ふの曉には、素より其の請ひを容れて、我が與國とせざるべからざるべく、而して此の時に方りては、我れは、先進強武の義國として、誠を披き、正を履み、以て彼れを啓誘し、東洋に於ける獨立文明國の伍伴に就かしむべきと同時に、通商の顧客としては、猶ほ舊に依らざるべからず、是の時に方り、依然彼我の間に睚眦相視るが如きことあらば、嘗に我れの文明國の常諦を失ふべきのみならず、寧ろ東洋の和平を維する所以の責任に缺くなしとせず、是れ亦た教育家たるもの、今に於て能く其の順導を愆らざらんことを要する所以なりとす、

最後に吾人の希望したきは、普通教育の圈内に於ける教科書の選擇に注意することなり、史を讀むものは知れるなるべし、夫の普佛戰爭の時に方り、セダンの皆陥りて、三世ナポレオン降を納るゝの明旦、獨の雄將ビスマーッ佛軍降參の約を定めんとて、馬を馳せて皆に赴きし後、會ま一書記官が、ビ氏の

寢室に入りたりしに、其の内に見し處のものは、神の讚美歌及び宗教上の雜誌のみなりし、而して當時英國の新聞記者が、ナ氏の寢室に入りたりしに、其の牀上に佛譯せるリットンリットンの小説あるを認めたりしと、蓋し人の眞の性情は、究苦の時に於て描かれずんば、歡喜の時に於て寫さる、ビ氏が最後の大捷に、猛獅の爪牙を折くを得て、茲に宿年の大志を成せしを喜べる時に際し、先づ此の歡情を遣るに用ひしものは、神聖なる宗教書にして、ナ氏が一戰の敗餘に、榮枯忽ち其の地を易へ、昨は歐洲の盟主の身を以て、今は劔を敵に交付せざるべからざるの遺憾と苦悶とを慰めしは、此の一部の小説なりしを見るときは、之れを以て二人の嗜好を見るべく、人と爲りを見るべきのみならず、當時獨佛の二國の軍人の志氣を見るべく、將た人民の性情を見るに足るべく、其の勝敗の分かれし所以、實に偶然ならざるものあるをも推すに足らん、而して今や乃ち我れに願みて其の實狀如何ん、前文部大臣井上子は、嘗て國語教育に關して論じて曰へり、

我國にて中古元氣衰へたりし代に當り佛法盛に行はれ四時の折にふれてともすれば無常を觀し月雪花の氣色にむかひては心ものどかならぬまでにうかれぬなど京華貴紳の風雅の有様にずありける其の比の草子の今に残れるは文こそ細かに妙なるやうなれ我國上古の手振にも似もよらず彼の異國の六朝又は晚唐の織巧ともいふべき調べに流れたるそを今の人の國語の教科書に用ゐて衰時の氣象を昭代に移さむとするはいかにそや

と、是れ實に然かるなり、國語教育は愛國心を成育するの資料たりとは、今の教育家の共に認めて齊しく其の可を唱ふるにも拘はらず、之れが置礎を爲すべき教科書を選択するに粗なる者ある斯の如し、是豈何を以て魚を求るに木に縁るの愚をなすに異ならんや、莊子曰く、「臧と穀と二人、相與に羊を牧して、俱に羊を亡ふ、臧に奚事ぞと問へば、筈を挾みて書を讀めりと、穀に奚事ぞと問へば、博塞以て遊べりと、二人の事業同じからざるも、其の羊の亡ふに於ては均し」と、過ぎたるは猶ほ及ばざるが如し、文弱なる思想の誘致は、尙ほ

矯激なる思想の誘致と、其の弊を異にせざるなり、而して今日志氣の振作を主とすべき教育を施す上には、殊に之れを戒めて避けざるべからざるを知る、況んや彼の外國語の教科の如き、時に院本小説の類を用ひて異しまさるものあるおや、普通教育の目的は、學術の專致と言はんよりは、寧ろ廣義の訓練に據らずんばならずとせば、斯の種文弱的教育は、如何んか是れ堅確なる志氣の振作——尙武的なる思想誘致の道なりとなすを得んや、

第七節 海國思想の養成

動機の利用の一端として、亦た此の際會に思想の誘致を忽かせにすべからざるは、海國思想の養成なり、四面環らすに澎湃の濤を以てし、航して以て天樞を横ざるべく、潜りて以て龍闕を探ぐるべし、嗚呼此の天賦の地、是れ豈に吾人か國光を千里に馳せ、國威を八紘に表する所以の捷路にあらずや、古へのフヒシヤ、カーセーシ、希臘、羅馬は姑らく措くも、當今世界の富強を言はば、必ず先づ指を屈せらるゝ英國が、廣き宇内の版圖の中に、四時日輪の没する

ことなしとまで評せらるゝに至りしは、主ば航外手段を以て、殖民地を世界の至る處に設け、殆んど海上の覇權を獨占するの雄威に之れ頼ると雖も、一步を進めて、其の之れあるに至りたりし緣因を討ぬれば、實に四圍の海洋を思想の誘致に應用し、國民をして如何に海上の縱横馳驅の快絶なるかを感得せしめ、千里の瀾濤、之れを見ること、帷席管ならず、萬頃の海溟、之れを視ること、垣途の如きに至らしめしに基かずんば、あらざるなり。

念ふ、我が東海孤眠の夢は、早く浦賀の砲聲に破らるれど、海國思想は、未だ國民の腦裡に普印せざるなり、鑿々岸を打つの聲、浪華空を蹶るの音、未だ眞の快絶を叫ばしむべき誘致となるに至らざるなり、蓋し數年以來、海國思想の養成は、幾多教育家の口に唱へられざるにあらざれども、百年鎖國の餘習、未だ全く除却せざる今日にては、而かも之れを除却し得べき機會なかりし過去に在りては、亦た勢ひの止むなき事情といふべし、而して時機は到來せり、萬里の懸軍、今や艦艘を列ねて、清海に向ふ、火輪濤を截つて、彼れの堅艦を

碎かずんば、彼れ反つて我れを魚腹のものたらしめんとしつゝあり、此の時に方り、若しも國民をして、平居水に習ひ、船に慣れ、狂瀾怒濤を見ること、帷席の如くにし、絶海蒼溟を馳すること、垣途を行くが如きの素養、あらざらしめば、我か威力の以て敵海を制壓するに足らざりしこと、知るべきのみ、夫れ已に足らざることを知らば、將來我が國の位地を進めて、海の母たり、王たるの樞に立たしむることを得んには、豈に恬然として今日の勢ひに甘んずべけんや、海軍大佐肝付兼行氏は、海國思想の養成を國民の教育に唱道せし首功者なり、嘗て大日本教育會に於て、其の所見を演説すらく、

私が平生最も歎じて居るのは、我か國民に對外思想の乏しいことである、今日尙ほ未だ我か國民中には海を見ること、恰かも地獄の如く、船に乗れば、倏ちに病人となる如きものが、大多數を占めて居る、私の眞に望む處は、極り文句でありますが、一方には、狂瀾怒濤の中に在りて、動止紊れず、砲烟彈雨の中に立て、神色變せずといふやうな、忠勇敢死的の人物を養つて貰ひたい、又た一方には、荆棘榛莽を開いて、之れを耕し、熱海水洋に入つて、遺利を探る

といふやうな最も堅忍不屈的の人物の多數を養つて貰ひたい

と、而して今や乃ち氏の希望の實行せらるべき際に會せり、蘇軾曰はずや、南方の沒人、日に水と居るや、七歳にして能く涉り、十歳にして能く浮び、十五歳にして能く没す、而して北人其の没する所以を試みて、未だ溺れざるものは「ならず」と、然らば則ち瀾濤山を崩して動止紊れず、彈烟地を碎いて舉止變せず、豪勇不屈、能く若然として動かざるもの、決して學はず、習はず、練らず、鍛はざるに求めて、爲し得べき處に「ならず」、生れて水を識らざるものは、壯と雖も尙は舟に畏る、蓋し怯のみならず、習ひ然らしむるのみ、今や我か海軍の精銳は、一着の大捷を黃海に擧げ、已にトラファルガー以來の稀有の大海戰を試みて、海戰の範を洪宇に示し、

朕我連合艦隊ノ黃海ニ奮戰シ大捷ヲ得タルヲ聞キ其威力已ニ敵海ヲ制壓スルヲ覺ユ深ク將校下士卒ノ勤勞ヲ察シ茲ニ特殊ノ勳功ヲ奏スルヲ嘉ス

との勅語を賜ふに至りたり、日本國民四千萬、戰時に在りては皆な兵なり、否な、兵たるの覺悟なかるべからず、國民皆な能く此の勳功を立るに足り、國民皆な能く此の奮戰を爲すに耐へて、眞に強を語るべし、勇壯ある我が海軍の先蹤は、是れ我が將來の最大龜鑑なり、將た又た一大動機なり、教育家たるもの夫れ亦た力めて之れか利用を忽かせにせず、海國思想の誘致をなすを忘るべからず、況んや我れは將來に東洋唯一の海國として東亞諸國の商權を把握すべき天職あり、而して此の天職を全ふせんには、宜しく先づ海軍知識を國民の上に普及せしめ、國民全体をして、進みて其の擴張の責任を取らしむるに至るべき必要あるをや

第八節 各科の教授

つらく、今日の小學教授の方法を案すれば、殆んど一箇器械的の死法たるに過ぎざるのみならず、之れに加へて、概して理想に偏する教法に傾くを免かれざるものゝ如し、乞ふ、之れを戰時教育に適用するの例に徴して一言せ

んに、能く外國の王政地名の詳細を記述せし教科書あれども、審らかに我が常備兵の總數を記述したるものある乎、我が軍艦の名稱噸數を記述したるものある乎、海外の草木禽獸の微に至るまで、精密なる組織の説明をなせし圖書あれども、我が陸海軍の組織編制及び兵役の義務に關する綱要を説明せしものある乎、蓋し之れあるべし、然かれども吾人は未だ其の多くを見ざるなり、而して充分なる價值ある記述と説明とを爲したるものあるを知らざるなり、されば此の際一の革新を教授の方針の上に加へ、主ばら生徒をして其の尙武の志氣、換言すれば、戰時國民たるの氣概を發揮し得しむるの方便を求め、且つ之れを戦後の教育に持續せしむることなかるべからず、

(一)修身科 修身の目的は、教育に關する勅語の旨趣に基き、其の良心を啓培して、其の徳性を涵養するに在り、而して其の之れを爲す、他なし、個人に對する諸徳を實踐する方法を授け、國家に對する責務の大要を指示し、竟に之れを尊王愛國の志氣の養成に關聯せしむるに在り、されば戰時教育の上

に於ては、個人として忠節、義勇、威重等の諸徳を養ひ、國家に對して兵役の義務の須要を知らしむるを力むるを要す、

而して其の事例の引擧を爲すに方りては、彼の歐米諸國に行はるる新聞教授法の如きに倣ひ、日々の官報新聞紙又は著書圖書等に就き、其の記する處の戰報の確實なるものを撰擇し、綱を分ちて、正負の二大例となし、其の正の例に在りては、

一、天皇陛下の長くも御武徳すぐれさせ給ひ殊に今回の交戦に際し宵食肝衣以て大御心を勞させ給へる御事

一、皇后陛下の淑徳慈仁天の如く常に御心を戰事に懸けさせ給ひ殊に御手つから繙帶を製させ給ひて負傷兵士に賜はるに至りし等の御事

一、將校兵士志を一にし體を同くし義を山嶽の重きに守りて命を鴻毛の輕さに致し我が旭旗の向ふ處咸く風靡せざるなきの事實

一、我が軍の嚴肅なる紀律を守り遠く敵地に入るも常に人民の綏撫に力め秋毫も民物

を侵すことなき事實

一、我か軍人の禮儀を守り信義を重んじ將は愛を兵に致し兵は敬を將に致し勞逸を齊くし安危を共にするの事實

一、我か軍の降人捕虜傷者の如き已に抗敵の力を失へし者に向つては之れが愛撫に力め主ばら仁義を以て動き文明に由りて戦ふ事實

一、豫備後備在籍軍人の家を忘れ親を忘れ生を忘れ身を忘れ時に病ひを力め奮ふて召集に應ぜし事實

一、國民の分に應じ資を出だし恤兵献金若くは出征軍人遺族の扶助を爲すに力むる事實

を擧げ、其の負の例に在りては、清軍の紀律なく、統一なく、將校兵士の節義の徳なく、愛國の心なく、驕暴惟れ縦まゝにし、兵は心を將に離し、民は徳を軍に離すの事實を説き、以て彼此對照教示せば、觀感興起の功を遂くるに於て、一層に力あるを見るなるべし、

(二) 讀書科

讀書の目的は、正確なる思想の表彰と、知徳の啓發とを爲さしむるに在り、されば更に尙武の志氣、乃ち戦時國民たるの氣概を發揮せしむるに足るべき讀本を編纂し、特に普通の讀本と併用せしむる如くせんことを要す、乃ち夫の佛のテリーー氏の「武訓」の如きは、章を分ちて(一)自國(二)平和及び戦争(三)軍兵(四)軍兵の職任(五)兵卒の性格等とし、諄々として護國の要を説きつゝあり、固より彼我國體を一にせず、隨て其の兵制を一にせざるを以て、直ちに我れに用ふべからざれども、取りて以て我か參考に資すべき價値あるなり、

而して試みに吾人の所見を以てせば、其の所謂る讀本により、

第一、**臣民護國の義務**を説述し、今時の制、國を擧げて兵ならざるはなく、有事の日には、畏くも陛下之れが元帥とならせたまひ、臣民の兵役に堪ゆるもの、皆其の扞護の本分を荷はざるべからざること知らしめ、世に永遠の平和なく、今の世界は、列強互に禍心を包藏し、隙あらば入り、機あらば乗せんとするの勢ひあることを知らしめ、及

び敗戦の結果なるものゝ、國土を奪はれ、皇室を辱められ、同胞を虐けられ、財産を掠せられ、果ては敵人の管轄の下に立つに至らざるべからざることあるを知らしめ、以て兵備の要と、護國の義務の缺き難きとを理解せしむる事、

第二、戦時とは、如何なる時を指すかを説述し、併せて攻戦守戦の別より、戒嚴徵發等の意義事例、國際法の制裁、局外の中立、敵地の占領、敵船の捕獲、及び軍事公債、恤兵等に關する大要を知らしむる事、

第三、陸海軍の組織編制を説述し、徵兵令の大要より、陸海軍の性質等を初め、其の兵の任務、其の兵の定員、軍艦の名稱噸數等を知らしめ、又た地理に關聯して、陸軍師管の配置、海軍區の分畫、我が海岸防禦の地點を知らしむる事、

第四、軍人に要する性格につきて、(一)軍人は忠節を盡すを本分とすべし、(二)軍人は禮義を正くすべし、(三)軍人は武勇を尙ぶべし、(四)軍人は信義を重んずべし、(五)軍人は質素を旨とすべしとの、五條の聖諭の趣旨に基づき、詳らかに説述し、且つ陸軍に於ては、軍旗を護持して、軍隊の精神とし、髓腦とし、其の塵く所は、これ 大元帥の

命と心得、其の纏る所は、これ 陛下の御前と心得、軍旗の失亡を以て、軍隊の無上の耻辱となすべきことを知らしめ、海軍に於ては、軍艦を以て、我が國家とし、軍艦の安危榮辱は、これ國家の安危榮辱なりと心得、誓て死生存亡を共にすべきを知らしむる事、

第五、軍人の名譽の責任を擔ふ所以を説述し、畏くも 陛下が軍人に對したまひて、「朕が國家を保護して、上天の恵に應じ、祖宗の恩に報いまることを得るも得ざるも、汝等軍人が其職を盡すと盡さざるに由るがかし」との、金訓を賜はりしことを訓諭し、殊に軍人の名譽の爲めには、金鷄勳章の制あり、武功拔群のものに賜はることを知らしめ、兼ねて重罪犯人の如きものゝ、軍人たること能はざる規定等を知らしむる事、

等を期し、以て軍國民たるの知能を、普通教育強課の時期に教養するを要するに在り、

(三)地理及歴史科

支那の政治上に於ける存亡興滅如何に關せず、其の土

地の存せん限り、其の地理の我れと重要なる關係を有すること明らかなり、況して今後に於ける朝鮮の如きに至りては、彼我の關係、昔日の彼我にあらざることを記憶せざるべからず、されば今回の戰時を利用し、其の戰況と連絡して、地理の概略を授け、且つ現に耳目の燒點をなしつゝある、彼我經濟上の關係を理會せしむべし、

歴史に至りては、之れによりて今回の交戰の事歴の大略を了得せしめ、彼我國際上の關係を知らしめ得べきのみならず、尙ほ又た間接には、平壤劇戰の實況を知らしむると共に、豐公征韓の役を聯想せしむる如きの便をも見るを得べくして、他の一般なる歴史教授の上に、其の峻發の結果を及ぼすこと少なからざるべし、複雑なる事變の關係を知らざる兒童は、歴山王の勇氣を稱賛するに、只た口に苦き飲料を嚙下したりといふに過ぎずと、ルーソウの嘗て歴史教授の困難を述べたる事實は、此の活ける標本、寧ろ活用的教授により、其の所謂歴史の真相を腦裏に直寫せしめ得ん、

(四)體操科

之れに次ぎて、教育家の注意を促さざるべからざるは、精神的なる體育の履行を爲すことなり、戰ひに勝つ軍隊は、最も能く健行する軍隊なり、どの西諺は、「健身に健心あり」て、ふ格言の事例を擧げたるものにして、若しも國民の身體をして脆弱ならしめば、未だ決して其の志氣の強烈を望むべきにあらざるなり、明治二十七年八月體育の獎勵に關して發布されし文部の訓令(第九號)中に曰く、「體操の弊は或は死法に流れ、態勢を整へ、竝列を正すが爲めに、許多の時間を費し、却て生徒をして厭倦の氣を生ぜしむるに至る、此の如きは却て體操の精神を失ふものなり」と、而して今の所謂體操なるものは、徒らに美容と整頓とに流れ、其氣勢を壯んならしむるの點に就きて、缺けつゝあるは事實なり、元來體操なるものは、身體の成長を均齊にするに於て、主として生理學上の應用に成れるといふも、身心相關の理論、益々研究の歩武を進め、已に醫術の上に、心理的治療の方法を認めらるゝ今日にては、單に外形なる身體の運動のみに依頼して、其の健身を得へきにあらざ、眞

の健身は、亦た實に健心の力に依りて發暢するは必然なるべし、而して其健心の手段としては、兵式若くは劔鎗柔術等の我が固有武藝の如き、寧ろ數等の優さりたるものあるを以て、吾人は主として此れ等の演技により、眞の體育の完成を遂げんことを期せんと欲す、況んや今の普通體操なるものも、遠く起源に溯れば、實に古代に於る武事練習の形式を襲用せるものなるを、或はされば我が固有武藝の如きも、少しく其の順序組織を改修せば、身体の成長をして均齊ならしむべき、生理學的の理則に合せしむるを得べし、蓋し千百年来慣行の歴史を有せる、我が尙武の志氣なるものは、實に此の固有武藝に依りて、其振作の原動を得たりしこと明かなれば、今日之れを襲用するは、其の武育の上に於て、寧ろ適實の良法なりと謂はざるを得ず、其の他生徒を率ゐて長途の行軍を試み、或は廣野に散兵を行ひ、或は山河に對抗假戦を行はしむる等の方法を用ふる如き、亦た併せて其の功果の著るしきものあるを見んとす、

(五) 唱歌科

唱歌も亦た、單に優美の思想を養ふの方便とのみ視るべからず、快活の心情は實に唱歌の力に藉りて養ふを得べく、而して堅確なる志氣は、之れによりて啓培を受くるを得べし、されば成るべく尙武的なる歌詞を撰び、勇壯なる樂譜を用ひ、殊に男子の爲めに、今回の戦時に適せる軍歌の中、其の雅正なるものを用ひしめんことを要す、但此の際注意すべきは、其の用ふべき軍歌の如き、最も偏弊を避くるに注意せざるべからず、例へば陸軍の編せる「討清軍歌」の如き、主として戦時の軍隊に用ゆる目的を以て作れるものなれば、其の中の節の過半は、概して普通教育の上には、矯激の感化を及ぼすの虞あるを免かれざるべし、吾人の所謂戦時教育は、強ちに臨戦の意を寓すべきにあらずとは、乃ち是れなり、

斯くの如くにして忠實勇武の貴ぶべきを知らしめ、斯くの如くにして軍人の名譽を知らしめば、然る後初めて國民皆な兵たるの實を擧るを得べくして、壯丁進んで兵役の義務に服する、尙は歸するが如きの日は、夫れ只た此の

素養を受けたる第二國民の時に在らん、之れと同時に特に明治十五年一月四日、軍人に賜はりたる勅諭を捧讀し、以て觀感興起の念を強ふせしむる如くせば、茲に初めて武育の良果を完ふせしむることを得んとす、其の他彼の學校に於ける恤兵献金等の如きも、徒らに生徒を勧誘するに止めて、他に其の資を得しむるに力めずんば、給を父兄に仰ぎて、之れを爲すに過ぎざるべし、其の忠愛の至誠、固より之れを以て没すべきにあらざれども、實際の感化に於て、其の功多きを見ざらんとす、故に其の農業科に於て、手工科に於て、若くは他の放課時間に於て、生徒をして其の分に應じ、力に應じて、或る労働に従事せしめ、其の製作物を賣却して、軍資に献じ、若くは其の物品を寄附して、恤兵の意を表せしむる如くするは、吾人の夙に希望する所なりとす、而して此以上の趣旨は、全般なる普通教育、乃ち中等高等教育の上にも及ばざんことを要す

第九節 家庭教育の感化

國民の志氣の消長は、實に學校教育の力に依りて變化せらるゝものなれども、亦た寔に家庭・教育の感化に藉るもの少なしとせず、スバルマの一少年、嘗て其の劍の短さを歎ぜし時、其の母の誠めに「夫れに一步を足せ」どの訓言を與へし如き、正しくス國の勃興をして、彼れが如くに早からしめし素因にして、畢竟するに名士ライカルガスの武育、能く變化の最大因を成せしにせよ、此の有力なる家庭教育の感化も、亦た與かりて力なくんば、あらざりしなり、

又た彼の歐洲の中古に於ける、ジエスイツ派の教育が、其の殊特なる宗教的・教育的の感化を、國民に普及せしめんとするが爲めに、如何に兒童をして、之れと異向なる家庭教育を受けしむることを防ぐに銳意せしかを見よ、其の言に曰く、苟くも完全にして、無缺なる學生を養成するあらんと欲せば、兒童をして先づ其の兩親を忘れしむるに如くはなしと、而して西曆千七百年代の頃の事なりき、佛國なる同教監督の下に設置せられし、トレントの學校に於

ける、左の一生徒の事實の如きは、以て之れが例徴に取るを得べし、

スシユールマースといへる一兒童の學校に在りし時、たま／＼其の母親の訪ひ來りて面晤せんことを求むるものあり、然かるに兒童は其の母の手を執るを厭ひしのみならず、首を擧げて其の面を見ることすらも厭へり、斯くて其の母の死するを聞くも、毫も之れを愁歎する色なかりし。

此の事實の有無は、兎に角、こは實に同教教師の手によりて記述せられしものにして、殆んど之れを以て模範の事例として傳へられたるものと如し、されば之れを以て、同教々育の方針如何を推すを得べくして、其の異向なる特殊の教育を完ふする爲めに、斯くも過激の手を以て、之れを妨遏するにあらざれば、其の目的を達する能はざりしとせば、家庭教育の感化力の如何に強大なるかを反證するに餘りあるべし、

クヰンチリアン氏、又嘗て羅馬に於ける家庭教育の頽廢を歎じて曰へり、「我れ等——父たるものは、嘗て吾が兒の徳性を悪化せしことなしといふも、事

實は之れを許さざるべし、父たるもの、其の兒の艶語を發し、艶歌を唱ふるや、乃ち之れを戒むる代りに、之れを喜び、甚しきに至りては、之れを奨め、之れを教へて、異まざるに至る、而して此の素養、終に性となり、學校より不良の感化を受くるの前に、反て之れを學校に及ぼさしむ」と、然らば則ち羅馬の終に文弱に滅ぶる所以は、亦た其の因を此の家庭の素地に藉りしや知るべきなり、ロルド、プロウガム曰く、「兒童が初生四年の間に受くる思想は、後の數年に貯蓄する處のものより多力なり」と、蓋し先入主となるの勢力の大なるをいふものたり、されば「兒童を教育する完全の勢力は、家庭又は學校にわらずして、家庭及び學校なり」との格言は、極めて味ひあるを見るなり、

回顧するに、我か武治封建の往時に方りてや、所謂る士風の訓練なるものは、實に一藩の志氣を支配し、及び一藩の氣風を支配し、果ては發して教育の方針となり、學校の訓練となれるが故に、家庭は是れ學校の良伴、父兄は是れ教師の善侶の姿をなし、所謂る家庭及び學校の一致なるものは、期せずして實

際に行はれたり、而して此の美なる一致は、維新の變化と共に壞れ、爾來或る一二の點に於ては、其の一致を見ることなきにあらざれども、概して家庭は家庭、學校は學校の姿を爲しあるは事實なり、教育家の夙に之れが挽回に力めつゝあるも亦た宜ならずや、

而して今や益々其の一致を要するの時期に到達したり、所謂戰時の利用によりて、尙武の志氣を訓練するの動機と爲すは、實に學校に於ける教授にのみ依頼すべからず、家庭の訓養亦た專ばら尙武の志氣の振作を主とすること、猶ほ進みて打てよ、劍の短さを病ふる勿れと戒めし、スパルタ人の母の如くにして、初めて其の功の完たきを期するを得べし、

昔しは子發楚の將となりて、秦を攻め、軍に饋餉を絶つ、因りて人をして王に請はしむ、人歸りて母を問ふ、母其の使者に問ふて曰く、士卒恙なきを得る乎と、對へて曰く、士卒菽粒を舂分して之れを食すと、又た問ふて曰く、將軍恙なきを得る乎と、對へて曰く、將軍朝夕黍梁を藹藹にすと、後子發秦を破りて歸

る、母門を閉ちて入れず、人をして敵めしめて曰く、子は將と爲りて、士卒菽粒を舂分して之れを食ふに、獨り朝夕黍梁を藹藹にするは何ぞや、人をして死地に入らしめて、其の上に康樂す、復た勝を得たりと雖ども、其の術にあらざ、子は吾か子に非ず、吾か門に入る勿れと、子發謝して然かる後入り、後に將となるに及びて、乃ち士卒と其の甘苦を同しくす、人恩德に懐つきて、矢石に争ひ先たつに至れりと、家庭に於ける感化の勢力の大なる斯の如きものあり、而して子發の母の心の如きは、取りて以て我か父兄の心と爲さんことを望む、

念ふに動機の利用の時期の多きは、家庭より優されるはなし、故に其の感化の方法の如きも、亦た家庭に於て極めて多し、而して彼の維新以前各藩下に行はれし講讀會といふものゝ如きも、取りて其の一法と爲すを得べきか、講讀會とは、日を期し、時を定めて、一所に集合し、志氣の振作を資くべき稗史物語の類を講讀するものにて、白石先生の如き、其の著「折りたく柴の記」に、父と

共に太平記の講讀を聽きしを記すれば、先生の忠誠二なきの志氣は、焉んぞ知らん、亦た早く此の幼時に置礎せられたるなきを、其の他鹿兒島藩の如き、毎年赤穂義士及び曾我兄弟復讐の日を期し、壯年相會して、義士傳及び曾我物語を輪讀し、夜を徹して散ずるの例あり、薩人尙武の志氣は、實に之れによりて素養せられしもの亦た實に少なからずと、蓋し此等の法たる、移して以て今日に應用することを得べし、乃ち新聞紙又は圖書につき、今回の交戦の事實を講話し、又は隨時幻燈の會を催ふし、其の地學校の教員たるもの、之れが説明の勞を擔當する如くせば、之れに依りて戦時教育の施設を家庭に行ひ得るは勿論併せて家庭學校の教育一致の目的を完成することを得べし、

第十節 戦勝後の教育

戦勝後の我が國は、當さに世界列強の感想をして、一變せしむべき時機なるなり、念ふに第十二世紀の前後に方り、殆んど小説的なる空想を以て、華麗の一仙島として、伊人マルコ・ポロによりて、我が名の世界に紹介せられてより、

近く鎖港の禁を解きて、交誼を歐米各國に通ずるの今に至るまで、我れは單に東洋の樂園として愛せられしのみ、東亞の美術國として稱せられしのみ、乃ち開交三十餘年の間に於ける我が國は、山水の明媚を知られ、繪畫彫刻の技巧を知られたるは在りと雖ども、國民の志氣——委しく言へば、活ける精神知識を以て知られたりしは、乃ち未だし、而して今回日清交戦の結果は、俄然世界列強の感想を一變せしめんとせり、而して初めて其の國民を知らるゝに至らんとすると共に、嘗て我れを愛せし世界の列強は、將さに我れを畏るゝの心を以て、之れに代ふるに至らんとす、夫れ惟た畏る、隨て我れの將來の勃興を忌み、我れの將來の勢力を妬むものあるに至るは、勢の免かるゝ能はざる所なるべし、是に於て乎、我れは將來に、或る意味に於て、世界の列強を敵とするの覺悟なかるべからざるなり、然らば則ち今後此の覺悟に處する所以の善後の策如何ん、

其の策、他なし、今回得たる克捷を承けて、持續し、將來に、永遠に、益々尙武國民

の訓養を忽せにせず、乃ち壯健なる身體に一致せしむるに、堅確なる志氣を以てすること、嘗てホーマーの詩想に描かれし、ユリシースの流の身體と、宛かも之れに適ふの志氣を有する人物を養はんことを要するは、固より論ずるまでもなく、之れと同時に「戦ひは器足り、人備はりて、後に勝を語るへし」との要領を、實行するを忘れざらんことを要す、

試みに普佛戦争の結果を見ずや、當時普軍の兵を佛境に出すに方り、一に鐵路の便を利用し、僅々二週日の間にして、七萬の兵士、二萬の馬匹、及び之れに稱ふの兵器糧食を運搬し得たりしは、亦た實に佛の大軍に捷つを得たりし一因なりと、蓋し現世紀の交戦は、腕力の戦争とのみ謂はんよりは、亦た智力の戦争なり、兵の強弱は、固より其の志氣の消長によると雖ども、其の勝敗は亦た軍器の精粗にも屬するものゝ如く、凡そ陸と海とを問はず、彼れ遠達の野砲を用ふれば、我れも之れに應ずるの野砲なかるべからず、彼れ十隻の軍艦を浮ぶれば、我れも亦た之れと駢ぶの艦數なかる可らず、されば普佛戦争

の際、セダンの一敗に、山を抜き世を蓋ふの三世ナポレオンをして、睨はッルツプに降ると曰はしめしめしも、實に偶然ならざるなり、乃ち更に語ばを換へて之れを言へば、國と國との交戦は、智力、財の戦争にして、之れを括くるに、堅確の志氣を以てし、初めて勇武を坤輿の上に稱するに足るべきなり、然らば則ち之れを就すべき方策は、今後専ら實業發達の力に藉り、不生産者の數を減じて、生産者の多くを増さしめ、以て國の生産富力を増殖し、之れを以て精兵の源となし、兵器の源となし、堅艦も之れによりて造られ、牢砲も之れによりて造られ、之れを以て國を利し、之れを以て國を護るに至るにあらずんば、未だ充分なる善後の經綸を得たりしものと言ふべからず、

況んや戦勝後の我が國が、再び清と通商貿易の場裡に立つの必要ありとせば、此の際併せて商權を擴進し、將來此の無形の戦争に、勝を占むるの準備をなすにあらずれば、一旦得たりし我が戦勝の利益なるものは、事實に於て、彼れの爲めに回收せらるゝに至るの虞なしとせざるおや、蓋し我が封建的過

去の餘習は、仍は一般國民をして、生産に關係なき理論の推駁を過重せしむるの傾向を去る能はず、随つて少壯者をして、常に抽象空理の間に馳せて、生産上必要なる實業を遺忘し、又たは忌避せしむるに至るもの、滔々として然るを見るにあらざるはなし、是れ豈今に當りて安んずべきの趨勢ならんや、今後宜しく此の趨勢を一變し、一は以て國の富力發達の源を啓き、一は以て彼我の競争に克捷を得るの素因となさざるべからず、而して其の之れをなす、先づ須らく教育と生産富力とを併行せしめざるべからずして、一に教育家の經綸如何んに依頼し、付托せざるべからざるを知るなり、更らに語ばを換へて言はん乎、國家強兵の道は、一に軍備の擴張に在らざるべからざるべく、軍備擴張の要は、専ら養兵の多數に頼らざるべからざるべし、而して凡そ一兵の作法勤務の訓練に消する經費は、其の額實に僅少ならざるべきを以て、軍備の張弛と、經濟の得失とは、宛かも反比例を爲すを見るべく、隨て生産力の度の微弱なる國に於ては、若しも其の幅に於て廣めんと

欲すれば、其の高さに於て減ずるに至るを免かれざるべし、嗚呼勢ひ斯くの如くんば、養兵の數をして多からしめん乎、國の貧しきを致すを如何せん、養兵の數をして少からしめん乎、國の弱きを致すを如何せん、されば此の二の事情をして、兩全なるを得しむる所以の策は、亦た一方なる武育の振興と共に、一方には、多數なる養兵を爲すに足るべき支度に堪ゆるの、生産力を發達せしむるを要するに在り、其の之れを爲す、蓋し實業教育振興の結果の利用に依るの一方あるのみ、而して戰勝後に於ける我が國は、益々愈々強兵の準備をなすべき須要ありとせば、隨て尙武實業二者の教育をして、能く併行せしむるもの、亦た多々急務ならずとせんや、

是に於て乎、最後に吾人は言はん、とす、戰勝後に於ける教育の要諦、他なく、只た「經武緯利」の一途に在りと、

嗚呼日清の交戦は、我が國曠古の一大事態なり、邦家將來の安危隆替、懸けて此の事態の結局如何に存せり、而して祖宗の靈、清鑒して上に在り、今上の

稜威武を立て、以て四方を威し、淳徳布き、浴くして、戎夷命を稟く、況んや我れの義兵を以て、彼れの悉兵を膺り、我れの應兵を以て、彼れの貪兵を懲らすれや、頑冥驕暴の彼れ、蠻清如何に獨り、魚味を逞くすると雖ども、克捷の我れに定まる處、亦た寔に天數のみ、只だ十九世紀の列國は、隣を接して皆な敵なり、此の時に方り、我れは東洋の盟主として、東洋權力の均衡を將來に保たんに、は、縦横外交の背面に於て、必ずや活ける陸海軍の強大を擁するなかるべからず、今日此の曠古の事態に際會し、内は益々其の國民の志氣を堅確にし、其の國力の富强を増殖し、外は世界に對して、武威を富岳の高さに示めし、旭旗の揚がる處、日本は、小なれども楫なり、東洋の大船を搖かすは、即ち此の楫に在らんとの、ジョーセフ、クックの豫言をして、之れを事實たらしむるは、是れ此れ今後に於ける教育家たる者の責任なり、將た義務なるなくんば、あらざることを記憶せよ、

(附) 商船學校の擴張

戦勝後の教育を畫するに方り併せて國家に施設するを要するは、商船學校の擴張なり、乃ち戦勝後の大日本帝國をして居然たる世界の一大海國たらしめんと欲せば、要、商船學校の擴張より急なるはなし而して、目下我が商船學校は宜しく擴張すべくして、未だ擴張せられざるものあり、右につき文部大臣秘書官小山健三君の嘗て吾人に談話せられし意見は、能く其の肯綮を得たるを信ずるを以て、之れを左に附載し、他日商船學校の振興を見るに至るの日に君の此の先蹤實に與かりて力ありしことを證せんと欲すといふ

海國思想を養ふの方便として、及び實業教育の一部として、商船學校を振興すべしとは、近時教育家間に唱へらるゝ議論なるが、余も亦た之れに同意を表するに躊躇せざるべし、現に去六月(二十)の事と覺ゆ、杉浦重剛氏は「實業教育の實」と題する一論文を某新聞に掲載し、實業を奨勵せんと欲せば、先づ販路の擴張を企圖すべし、販路の擴張を企圖するには、必ずや海運の便を計らざるべからず、海運の便を計るの階梯としては、商船學校の擴張を計らざるべからずとの事を明言したりき、而して是れ實に余の夙意を得たるものな

り、余は常に謂へらく、試みに一たび目を我が國の地形如何に注ぎ來らば、誰しも海國てふ聯想を感ぜざるものは非ざるべしと、既に海國なり、外は外國の侵攻を防禦し、商業を隆盛にし、内は貨物の運輸を便にし、交通を頻繁にする、一として船舶の利に依らずんばあるべからず、近來我が政府も、民間も、亦た大に此に見るあり、海軍に、海運に、益々之を擴張し、進んで羽翼を世界に張らんするの勢ひあり、然かれども願みて今日我が海軍の有様如何ん、將た海運の現況如何んを見るときは、之れを歐洲の諸國に比して、遺憾なから尙ほ低度に在るものと言はざるを得ず、海軍の事は姑らく措くも、今日海運事業の現況果して如何ん、我が海運の力は、去る二十五年の統計に徴するに、蒸氣船十萬二千噸にして、風帆船四萬五千噸に及び、之れを十年前に比すれば、幾んど幾倍の増加にして、其の長足の進歩驚くべきものあるも、未だ此の進歩を以て安んずるに足らざるなり、少しく眼を轉じて、我れと同じく海國たる英國の如きを見よ、一千八百八十八年の統計には、慥かに蒸氣船四百六十一

萬五千噸、風帆船四百四十三萬五千噸なる大數を記するにあらざや、乃ち我れは英に比し、殆んど四十分の一に過ぎず、其の彼れに遠く及ばざるものある知るべきなり、されば今後國力の發達に依り、萬國と對峙し、拮抗するに至らんには、先づ銳意して海運擴張の一事にも力を盡さざるべからず、乃ち期して今日の四五十倍の度に高かむる覺悟なかるべからず、而して正宗の利及も、之を用ふる其の人を得ずんば、一鈍刀に如かざる如く、海運事業の擴張をなすに就きて、亦た之と共に、自在に船舶を運轉し、安全なる遠洋航海を爲し得る、航海者の多數を養成するの必要あり、去る二十五年の統計には、我が國の海員、船長、運轉手、機關手、内國人一千四百二十八人、外國人百三十一名とあり、數字の上より言へば、外人に比して、國人の數多きを占むるも、中に就き、大舶巨船に長たるものは、概して外人に占められ居るの有り様にて、其の實、我が海運の勢力は、少數なる百三十の外人の手に專占せられ、あるといふも、不可なき程なり、されば横濱メーブル、ガゼットなどの廣告を見

ば知る如く、其の外國行の船舶は、船の名と共に、常に外國人なる船長の名を披露し、乗客も亦た信を外人の名の下に置き、初めて安んじて之に搭するの傾きあり、其の斯くの如き事情あるもの、果して我か海運業の獨立と言ふを得べき乎、而して今後此の實勢を外人の手裡より回取し、之れに代ふるに國人を以てするには、須らく先づ相當なる海員養成の方法を立て、彼れに同じき信用を、我が航海技術者の上に冠せしむるに至らざるべからず、然かるに今日我れの實際上、之れを養成しつゝある状況如何ん、僅かに海軍に海軍兵學校、商船に東京商船學校外に大坂函館分校二所あるのみ、需要彼れが如くに大なり、而して供給の源此の如くに微なり、豈之れを以て航海教授の道己に充分なりと爲すを得んや、

回顧すれば、今を距ること七八年前、乃ち明治二十、二十一年、余が尙ほ長崎縣尋常師範學校に長たりし頃より、余は夙に此の所見を懷き、且つ尋常中學校育乃ち中等教育なるものは、成るべく其の土地人民の職業慣習性質等に注目して斟酌し、以て其の地職業の進歩を促し、繁榮の基を開き、又た少年をして、早く業務に就くの便益を得しむるの須要を認めたりしより、長崎に於ける尋常中學校の組織を改造し、之を以て航海豫備の仕組たらしめんと、計畫を爲したりき、

乞ふ溯りて當時此の計畫を爲せしに就きての目的を一言せんに、蓋し長崎縣の地形たる、對島五島壹岐の島嶼と、北松浦西彼杵南高來等沿海の地とを以て成り、人民の大數は、漁業を以て生活を營み、其の然らざるものも亦何等の機會に依りても、海上に慣熟し、夫の山國の人が乗船したるのみにて、面色蒼白となるが如きの比にわらずして、其の體質の航海に堪ゆるは勿論、已に幾分か波濤を冒すの勇氣を備へ居るものなり、又た長崎港の如きは、各國の軍艦商船常に輻湊し、已に船渠の設けあり、又た佐世保には鎮守府あり、數艘の軍艦常に此に繫泊して、時々此の近海を巡航すること多し、之れ等の事實は皆な孰れも少年の頭腦を刺衝し、航海思想を長ずるの素因とならざるは

なし、而して此の多くの機會は、長崎縣の如きに於て始めて得べきものにして、決して他の地方に望むべからず、既に斯かる特長ある地形なる上には、宜しく之れが利用により、後進の子弟をして、將來航海者たらしむる方向に勸誘せば多數の有用の人物を養成し得ること少からざるべしと信じ、乃ち此の希望を達すべき手段として、長崎縣尋常中學校をして、航海豫備の仕組、乃ち特に海軍兵學校又は商船學校の豫備となるべき組織に改正せしめんことを期したりしなり、

さて又た以上の趣旨に依り、其の學科課程の改正案をも作り、第二外國語に併せて運用術なる科目を加へ、第五年に於て之れを課し、體操科を體操及砲術とし、體操の他に、第一二三年に於て端艇演習、第四五年に於て、端艇演習と砲術とを課し、其他地理科に於ても、殊更に日本海岸地勢を教ゆる等、多少普通中學の學科課程よりは異なるの仕組となしたりき、さり乍ら之れによりて高等中學校其他の高等學校との連絡を全く絶つといふにはあらず、學力

あり志望あるものは、固より他の方向に趣くを妨げず、細言すれば、第五年に至りて、高等中學校に赴くものと、航海學校に移るものとを引き分くるに在りしものにて、宛かも今回改制せられし尋常中學校に於ける本科實科の組織の本旨と、符節を契合したる如きものなりし、

時の文部大臣は森有禮子なりしが、亦た此の方案に同意を表せられ、當時の視學官たりし川上彦次氏現參事官には、特に其の間に立ち、之れか實施に關する方法手段に就き、數回の下問答申を往復せられしこともありき、但之れが實施を決行するに方りては、便宜上海軍省とも連絡を通ずるを要する等、彼此の照合に時日を費やしつゝある際、不幸にも森子は兎手に殞命せらるることとなり、折角に發芽し來れる機會も、此の變に頓挫して中止の姿となり、之れと前後して、余も亦文部に轉任することとなり、漸やく遷延して、已に七八の星霜を更ふることとなり、然れども必要は時と共に去るべからず、而して余の素意も亦た未だ變ぜざるなり、故に余は一たびは此の本旨を

達するの機を得んことを希望して止まざるなり、斯くの如く、我が國の海運事業は、前途益々之れを振作せざるべからず、若しも今日之れを振作せずんば、能く萬國對峙の偉業を成就するを得べからざればなり、現に今回の朝鮮事件に際し、日本郵船會社が、十餘隻の船舶を御用に供せし爲め、更に十一隻の外國船を買収して、其の補足に充てたることなるが、此の補足船の運轉は、果して何人の手に委せられあるか、斯くも目前に航海技術者必要の期に迫まり居るにも拘はらず、我が國人が、此事に注目し、子弟をして航海者たらしむるの志を抱くものゝ少なきは、豈慨歎すべきことならずや、こは畢竟するに、數百年來東洋の一隅に孤立し、外國と交通を絶ち、國人の航海に熟せざる風慣習ひ性となり、果ては之れを目して、徒らに危険の業とし避くるに至れるものなるべくして、夫の歐米人が、常に遠洋の探檢に従事し、又は萬里の波濤を冒して、捕鯨等の業に従事するの膽勇に比ぶれば、實に月鼈の差あるを見るなり、されば今後國人たるものは、務めて活

潑勇毅の氣象を養ひ得、進て彼れを壓倒するの覺悟なかるべからず、而して之れを爲すの手段としては、實に商船學校の擴張を缺くべからず、殊に航海技術なるものは、嘗に其の學理に精しく、其の方式を知るといふのみにて、已に充分なりといふべからず、必ずや永年の經驗を積み、練磨を累ね夫の船長の名を開きて、安んじて其の身の安全を托するに至る如き信用を得ざるべからずして、开は我が某郵船長たりしハーヴァー(米人)といへる人の嘗て太平洋を横過せしこと二十一回に及びしといふ如きに至れる後に、あらざれば、以て已上の信用を博すること能はざるべし、願みて我が國今日の實狀を察すれば、商船教育の上に就きては、一の東京商船學校あるのみなり、其の他に大坂函館の二分校ありと雖も、其の設備極めて小にして、充分なる航海技術者養成の機關となすこと能はざる如し、而して將來此の二校を擴張するに至るとするも、此れ等學校の卒業生のみを以て、今日實際に要する航海者の缺乏を充たすと能はざるべきより、此の際別

に一の商船學校、乃ち東京商船學校の如きと相顔抗し得べき、一商船學校を九州地方要樞の地に設置せんことを望む、乃ち東京大坂函館と相併べて九州に一學校の設置を要するなり、彼の佛國のマルセイユの如き、ハーヴルの如き、ポルドーの如き、アンヅエルの如きに於ける、商業學校には、亦た特に艦裝なる一科を置きて、航海術の習練を爲さしめあり、又た英國の如きも、教育費を補助する學校の名目中、公私の商船學校あり、されば英佛國人が、夙に海國の思想に富み、且つ熟練なる航海技術者の多くを出だすも、其の由來の偶然ならざるものあるに出づるを知るべくして、皆な我が商船學校擴張の刺衝となりつゝ、あらざるはなし、目下東京商船學校の經費は三萬圓内外なり、今や國家多事の時に方り、固より多額の經費を此の一枚の設置にのみ消すべきにあらざれば、今後新設すべき商船學校も、已上と同額内外に於て施設するを要す、而して此の額の經費にして、兎に角之れを成し得べきことを信ず、斯くて其の校設置の位地に至

りては、若しも余をして之れを撰擇せしめなば、余が曩きに長崎縣に於ける中學校をして、航海豫備の仕組たらしむるの必要を認めし理由に依り、之れを長崎港に設置するの可なるを信ずるなり、鹿兒島の如き亦た要地ならざらざるにあらざれども、之れを長崎港の要樞に比ぶれば、寧ろ次位に置かざるべからざるべし、余は一意に望む、朝野一致の希望に依り、教育社會の輿論に據り、交もく、相經緯して速に其の成效を見るに至らんことを云々、

本書は分て七節となせり曰く戦時に於ける教育家の覺悟如何、曰く時の教育とは何ぞ、曰く戦時教育とは何ぞ、曰く動機の利用、曰く思想の誘致、曰く海國思想の養成、曰く善後の策。

本書に對する一大教育雜誌の批評

教育報知 (社長日下部三之介君)

本書は分て七節となせり曰く戦時に於ける教育家の覺悟如何、曰く時の教育とは何ぞ、曰く戦時教育とは何ぞ、曰く動機の利用、曰く思想の誘致、曰く海國思想の養成、曰く善後の策。伊能君の抱負たる我か教育報知の讀者の能く知れる處伊能君の文字亦た然り君は實に遠大の抱負と靈活の文字とを以て戦時教育を如何すへきやを畫したりその價值の輕重は吾儕の囂々を俟たさるへし嘉納高等師範學校長その巻首に序して曰く「前略」今受けて一讀するに書中諄々今日教

者に要する所の注意と覺悟とを論述したり(中略)余は君か先覺者として時の教育を論談諷箴するを喜ふと共に將來斯くの如き著書の益々多く世に出てんことを希望す『戦時に於ける教育は如何にすべきやは實に目下の急問題たり而して人の進て之れか畫策に當るもの極めて寥々たり伊能君の此著蓋し茲に慨して起れるならんか。

教育時論

(社長西村正三郎君)

是れ著者が、目今の形勢に鑑みて、稿を起せしもの、先づ戦時に於ける教育家の覺悟より説き起し、順次に時の教育とは何ぞ、戦時教育とは何ぞ、動機の利用、思想の誘致、海國思想の養成等の數項を論述し、最後に善後の策として、戦時教育の要諦、他なく、唯た「經武緯利」の一途に在りと絶叫せり、蓋し一方に於て、國民堅確の志氣を鍛練すると同時に、一方に於て、天下の生産事業を振起すべしとの意なり、云々、

2/10/1900

六合館書大發賣

明治二十七年十一月十九日印刷
明治二十七年十二月廿二日發行
明治廿八年二月十日訂正再版印刷
同月廿三日發行

版權
所有

著者

岩手縣平民

伊能嘉矩

東京市神田區錦町三丁目十七番地
寄留

發行者

東京府平民

渡邊兵吉

東京市神田區表神保町貳番地

印刷者

熊田宜遜

東京市神田區錦町三丁目廿五番地

印刷所

熊田活版所

東京市神田區錦町三丁目廿五番地

東京市神田區表神保町二番地

發行所

六合館書



47N92

學海居士依田百川著

征清錄

全一冊

清韓地圖挿入
菊判大本美裝
正價金貳拾五錢
郵税不

征清の事起りしより。新報はさらにもいはず。これを記して。書をなすもの甚多し。されども唯博を務めて。要を得ず。文章を修めず。体要を得ず。豈如此大業を後世に傳ふに足らんや。學海先生馬斑の文筆をもて。國文の妙をかねたり。布置宜を得て。採擇要を摘す。砲聲劔聲筆硯の間に起り。馬咽咽紙墨のうへに現す。これを讀めば。敵愾の心を生し。作文の秘訣をも知るべし。讀め讀め英氣の少年才子

學海居士著

國姓爺討清記

全一冊

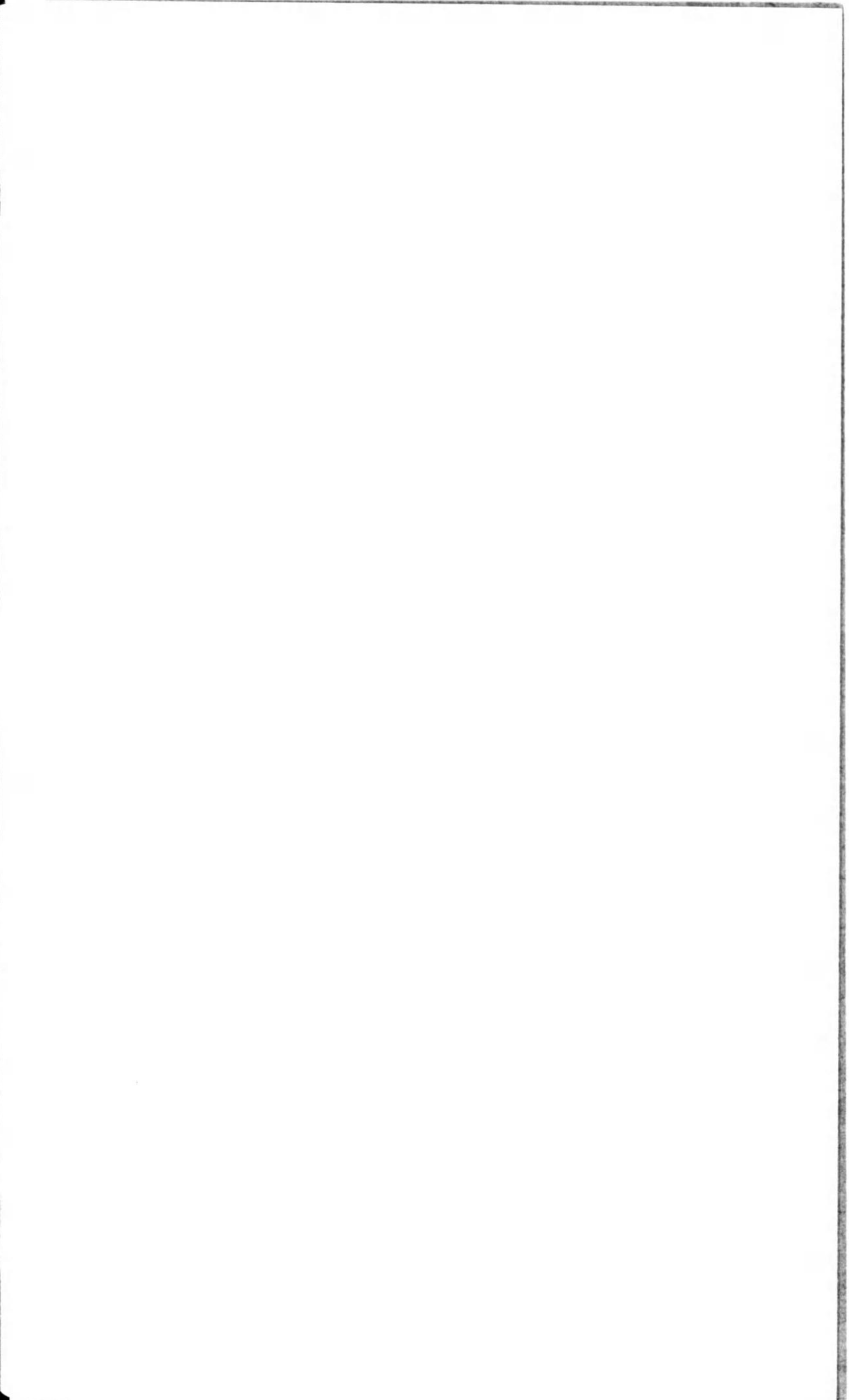
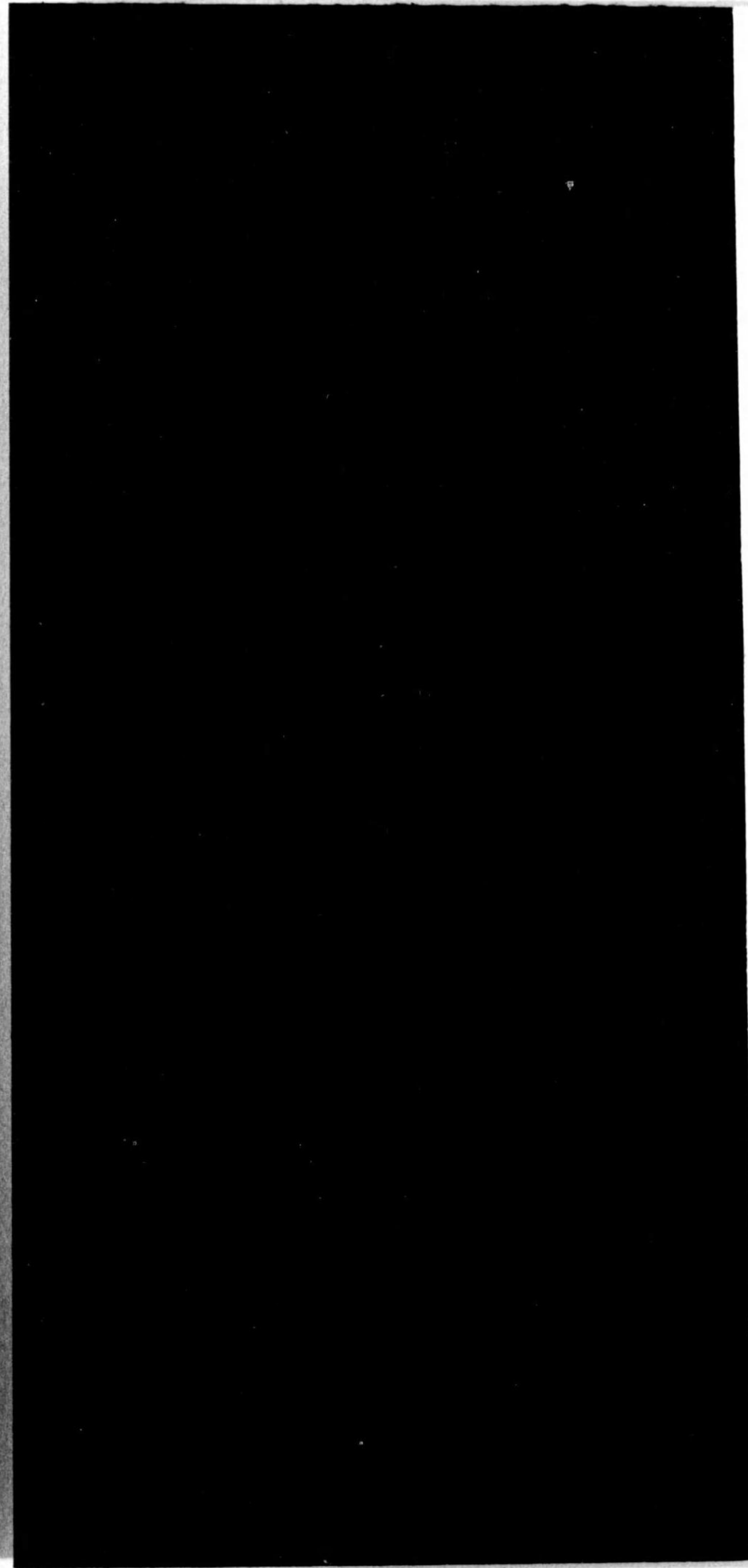
正價金拾貳錢
郵税金貳錢

讀め讀め諸君世にも名高き國姓爺が日本人の氣象をもつてかの滿清と戦ひし大雄略を載せたる書が臺灣とるべしいととるべし國姓爺が亡魂を慰むべし日本の種子に芽を出ださせよ讀め讀め諸君この國姓爺の討清記を

發行所

東京神田區表神保町貳番地

六合館書店



終